

雨竜町地域防災計画

一般災害対策編

令和2年6月

雨竜町防災会議

〔目次〕

一般災害編

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 計画策定の目的..... | 1 |
| 第2節 計画の構成..... | 2 |
| 第3節 計画推進にあたっての基本となる事項..... | 3 |
| 第4節 用語..... | 4 |
| 第5節 計画の修正要領..... | 5 |
| 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱..... | 6 |
| 第7節 住民及び事業者の基本的責務等..... | 12 |
| 第2章 雨竜町の概況 | 15 |
| 第1節 自然条件..... | 15 |
| 第2節 災害の概況..... | 17 |
| 第3章 防災組織 | 19 |
| 第1節 組織計画..... | 19 |
| 第2節 町職員の配備体制..... | 28 |
| 第3節 住民組織等への協力要請..... | 34 |
| 第4節 気象業務に関する計画..... | 35 |
| 第4章 災害予防計画 | 48 |
| 第1節 重要警戒区域..... | 48 |
| 第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画..... | 50 |
| 第3節 防災訓練計画..... | 53 |
| 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画..... | 55 |
| 第5節 相互応援、受援体制整備計画..... | 56 |
| 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画..... | 57 |
| 第7節 避難体制整備計画..... | 60 |
| 第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画..... | 67 |
| 第9節 情報収集・伝達体制整備計画..... | 70 |
| 第10節 建築物災害予防計画..... | 72 |
| 第11節 上下水道災害予防計画..... | 73 |
| 第12節 消防計画..... | 74 |
| 第13節 文教予防計画..... | 75 |
| 第14節 農林業予防計画..... | 76 |
| 第15節 水害予防計画..... | 77 |
| 第16節 風害予防計画..... | 79 |
| 第17節 雪害予防計画..... | 81 |
| 第18節 融雪災害予防計画..... | 85 |
| 第19節 土砂災害予防計画..... | 87 |
| 第20節 積雪・寒冷対策計画..... | 91 |
| 第21節 複合災害に関する計画..... | 93 |

| | |
|----------------------------|------------|
| 第22節 業務継続計画の策定 | 94 |
| 第5章 災害応急対策計画 | 96 |
| 第1節 災害情報収集・伝達計画 | 96 |
| 第2節 災害通信計画 | 100 |
| 第3節 災害広報・情報提供計画 | 104 |
| 第4節 避難対策計画 | 107 |
| 第5節 応急措置実施計画 | 118 |
| 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 | 122 |
| 第7節 広域応援・受援計画 | 126 |
| 第8節 ヘリコプター等活用計画 | 127 |
| 第9節 救助救出計画 | 131 |
| 第10節 医療救護計画 | 133 |
| 第11節 防疫計画 | 136 |
| 第12節 災害警備計画 | 139 |
| 第13節 交通応急対策計画 | 141 |
| 第14節 輸送計画 | 146 |
| 第15節 食料供給計画 | 148 |
| 第16節 給水計画 | 150 |
| 第17節 農林業応急計画 | 153 |
| 第18節 衣料・生活必需物資供給計画 | 155 |
| 第19節 石油類燃料供給計画 | 157 |
| 第20節 電力施設災害応急計画 | 158 |
| 第21節 ガス施設災害応急計画 | 159 |
| 第22節 上下水道施設対策計画 | 160 |
| 第23節 応急土木対策計画 | 161 |
| 第24節 被災建築物安全対策計画 | 163 |
| 第25節 被災宅地安全対策計画 | 165 |
| 第26節 住宅対策計画 | 168 |
| 第27節 障害物除去計画 | 172 |
| 第28節 文教対策計画 | 174 |
| 第29節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 | 177 |
| 第30節 家庭動物等対策計画 | 180 |
| 第31節 応急飼料計画 | 181 |
| 第32節 廃棄物処理等計画 | 182 |
| 第33節 防災ボランティアとの連携計画 | 184 |
| 第34節 労務供給計画 | 186 |
| 第35節 職員派遣計画 | 188 |
| 第36節 災害義援金募集及び配分計画 | 190 |
| 第37節 災害救助法の適用と実施 | 191 |
| 第6章 地震災害対策計画 | 194 |
| 第7章 事故災害対策計画 | 195 |
| 第1節 航空災害対策計画 | 195 |
| 第2節 道路災害対策計画 | 199 |

| | | |
|------------|---------------------------|------------|
| 第3節 | 危険物等災害対策計画 | 204 |
| 第4節 | 大規模な火事災害対策計画 | 211 |
| 第5節 | 林野火災対策計画 | 215 |
| 第6節 | 大規模停電災害対策計画 | 221 |
| 第8章 | 災害復旧、被災者援護計画 | 225 |
| 第1節 | 災害復旧計画 | 225 |
| 第2節 | 被災者援護計画 | 226 |

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、雨竜町防災会議が作成する計画であり、雨竜町（以下「町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

雨竜町地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、雨竜町水防計画、資料編によって構成する。

第3節 計画推進にあたっての基本となる事項

雨竜町地域防災計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、北海道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民並びに町、北海道（以下「道」という。）及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語

雨竜町地域防災計画で使用する用語等は、次による。

| 標 記 | 説 明 |
|-------------|--|
| 基本法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 救助法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 水防法 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号） |
| 町防災会議 | 雨竜町防災会議 |
| 本部（長） | 雨竜町災害対策本部（長） |
| 町防災計画 | 雨竜町地域防災計画 |
| 防災会議構成機関 | 雨竜町防災会議条例（平成元年条例第 20 号）第 3 条第 5 項に定める委員の属する機関 |
| 防災関係機関 | 防災会議構成機関を含む防災対策を進める上で関係する機関 |
| 災害予防責任者 | 基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 災害応急対策実施責任者 | 基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者 |
| 災害 | 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因によって生ずる被害 |
| 防災 | 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。 |
| 複合災害 | 同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することによって被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |
| 要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、災害時に特に配慮を要する者 |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者 |
| 避難場所 | 指定緊急避難場所、指定避難所等、町民が災害から身を守るために避難する場所 |
| 福祉避難所 | 一般の避難場所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難場所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した避難場所 |

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長（町長）が必要と認めたとき。

基本法第42条第5項に基づく防災会議から北海道知事（以下「道知事」）への報告は、次の書類（正本1部及び副本1部）を空知総合振興局地域創生部地域政策課に提出する。

- 1 町防災会議から道知事あての報告文
※報告文には、作成又は修正年月日（町防災会議における決定日）を明記
- 2 町防災計画の修正概要（修正内容を簡潔に要約）
- 3 町防災計画の本文（修正後）
- 4 新旧対照表
軽微な変更に係る修正を行った場合も上記と同様に提出する。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱の主なものは、次のとおりである。

1 町

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|-------|---|
| 町 | (1) 町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講じること。 (4) 自主防災組織の充実に関すること。 (5) 町民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (6) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (7) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 |
| 教育委員会 | (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 |

2 水道事業者

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|------------|---|
| 西空知広域水道企業団 | (1) 災害時における飲料水及び生活水の確保に関すること。 (2) 関連施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 |

3 消防機関

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|--------------------------------------|---|
| 滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署江竜支署 及び雨竜消防団 | (1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時にける傷病者等の搬送に関すること。 |

4 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|---|---|
| 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 (深川道路事務所) (滝川河川事務所) (深川農業事務所) | (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援（リエゾン派遣）に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 一般国道 275 号の維持防災及び輸送確保に関すること。 (6) 直轄管理区間内道路の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 (7) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (8) 雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。 (9) 水防工法等の現地指導に関すること。 |
| 農林水産省 北海道農政事務所旭川地域拠点 | 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。 |
| 北海道労働局 滝川労働基準監督署 | 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関すること。 |
| 北海道森林管理局 空知森林管理署 北空知支署 | (1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における町等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。 |
| 札幌管区气象台 | (1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 |

6 自衛隊

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|---------------------|---|
| 陸上自衛隊第2師団 第2特科連隊 | (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 |

5 道

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|--|--|
| 空知総合振興局 地域創生部 地域政策課 | (1) 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関する事 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予 防措置に関する事 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承 する活動の支援に関する事 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総 合調整に関する事 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事 (7) 救助法の適用及び実施に関する事 (8) その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関する事 |
| 空知総合振興局 空知教育局 | (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行 うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事 |
| 空知総合振興局 保健環境部 滝川地域保健室 (滝川保健所) | (1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関する事 (2) 災害時における医療救護活動に関する事 (3) 災害時における防疫活動に関する事 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関する事 (5) 医薬品等の確保及び供給に関する事 (6) 食品衛生の指導及び監視に関する事 |
| 空知総合振興局 札幌建設管理部 | (1) 水防技術の指導に関する事 (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関する事 (3) 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関する事 (4) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関する事 |
| 空知総合振興局 空知農業改良普及センター 北空知支所 | (1) 農作物の被害調査及び報告に関する事 (2) 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと (3) 被災地の病虫害防除の指導、その他営農指導に関する事 |
| 空知総合振興局 空知家畜保健衛生所 | (1) 畜産物の被害調査及び報告に関する事 (2) 畜産被害に対する応急措置及び対策の指導に関する事 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関する事 |
| 空知総合振興局森林室 | (1) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関する事 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関する事 (3) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関 すること |
| 空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所 | (1) 所管道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関す ること (2) 災害時における所管道路の交通情報の収集及び交通の確保に関す ること (3) ダムの放流について防災関係機関との連絡調整に関する事 |

7 北海道警察

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|-----------------------------|--|
| 北海道旭川方面 深川警察署 (雨竜駐在所) | (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事 (2) 災害情報の収集に関する事 (3) 災害警備本部の設置運用に関する事 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 (5) 犯罪の予防その他被災地における社会秩序維持に関する事 (6) 危険物に対する保安対策に関する事 (7) 広報活動に関する事 (8) 町及び防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事 |

8 指定公共機関

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|---------------------------------|--|
| 日本郵便株式会社 雨竜郵便局 石狩追分郵便局 | (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事 (2) 郵便の非常取扱いに関する事 (3) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関する事 (4) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事 |
| 日本放送協会旭川放送局 | (1) 防災に係る知識の普及に関する事 (2) 予防(注意報を含む)、特別警戒・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行う事 |
| 東日本電信電話株式会社 北海道事業部 | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事 (2) 気象官署からの気象警報の伝達に関する事 |
| 株式会社NTTドコモ 北海道支社 | 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事。 |
| KDDI株式会社 | 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事。 |
| ソフトバンク株式会社 | 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事。 |
| 北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター | (1) 電力供給施設の防災対策に関する事 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう務める事 |
| 日本赤十字社北海道支部 雨竜町分区 | (1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)が行う救助活動の連絡調整に関する事。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行う事。 |
| 日本銀行 札幌支店 | (1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行う事。 |

9 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|---------------------------------|--|
| 一般社団法人深川医師会 一般社団法人滝川市医師会 | 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関する事。 |
| 一般社団法人空知歯科医師会 | 災害時における歯科医療を行う事。 |
| 一般社団法人北海道薬剤師会 北空知支部 | 災害時における調剤、医薬品の供給を行う事。 |
| 公益社団法人北海道獣医師会 北空知支部 | 災害時における家庭動物の対応を行う事。 |
| 北海道土地改良事業団体連合会 空知支部及び雨竜土地改良区 | (1) 土地改良施設の防災対策に関する事。 (2) 町が行う被害状況調査及び応急対策及び災害復旧対策の協力に関する事。 |

10 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 |
|-----------------------------|---|
| きたそらち農業協同組合 | (1) 災害時における食料の確保を図ること。 (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんを行うこと。 (3) 農産物の災害応急対策について指導を行うこと。 |
| 雨竜町商工会 | (1) 災害時における救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資及びあっせんに関すること。 (3) 被災時における商工業者の経営指導等に関すること。 |
| 雨竜町社会福祉協議会 | (1) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びそのあっせんに関すること。 (2) 被災者の保護についての協力に関すること。 |
| 北海道中央農業共済組合 | (1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 家畜の被害調査及び診療に関すること。 (3) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 |
| 北空知森林組合 | (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。 |
| 空知中央バス株式会社 | (1) 災害時におけるバス等による輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について防災関係機関への支援を行うこと。 |
| 雨竜町建設業協会 | 災害時における労働力、資材、機械等の協力に関すること。 |
| 北海道エルピーガス 災害対策協議会 | (1) プロパンガスの防災管理に関すること。 (2) プロパンガスの供給に関すること。 |
| 危険物関係施設の管理者 | 施設内災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。 |
| 医療機関 | 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。 |
| 社会福祉施設 | 災害時における要配慮者の受入等の支援に関すること。 |
| 避難場所の管理者 | 避難場所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。 |
| 行政区 自主防災組織 各種ボランティア団体 | (1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 (3) 非常食等の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 (4) 避難所運営に関すること。 |

資料編〔防災組織〕 ・ 関係機関等の連絡先（資料1）・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助けあう「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第1 住民の責務

住民は「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練を実施
- (8) 防災行政無線を受信する戸別受信機の電池交換等、町の防災情報に対する受信環境の整備
- (9) 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町、道及び防災関係機関の活動の協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需物資等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道及び防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時の業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画の策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況を把握
- (2) 従業員及び施設利用者へ災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による町内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区の事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 防災意識の高揚

災害予防責任者等は、災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、住民個人や家庭、事業者、団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民に参加を呼びかけるものとする。

第2章 雨竜町の概況

第1節 自然条件

第1 位置

雨竜町は、空知総合振興局管内西北部に位置し、東は石狩川を隔てて滝川市、西は増毛山地の暑寒別岳を境として増毛郡増毛町、南は尾白利加川に沿って樺戸郡新十津川町、北は恵岱別川を経て雨竜郡北竜町、東北は雨竜川を隔てて雨竜郡妹背牛町にそれぞれ接している。

図表 雨竜町位置図



| | | | |
|-----|----|----------------|--------------|
| 東端 | 東経 | 141度55分17秒 | (滝川市境界) |
| 西端 | 東経 | 141度31分31秒 | (増毛郡増毛町境界) |
| 南端 | 北緯 | 43度36分26秒 | (樺戸郡新十津川町境界) |
| 北端 | 北緯 | 43度42分56秒 | (雨竜郡北竜町境界) |
| 広ぼう | 東西 | 31.80キロメートル | |
| | 南北 | 15.95キロメートル | |
| | 面積 | 191.15平方キロメートル | |

第2 地勢

1 地勢

本町西部には暑寒別岳を主峰とする増毛山地が連なり、雨竜沼高層湿原を中心とした暑寒別天売焼尻国定公園を有する山岳地帯で、西高東低の地勢で東部一帯は周囲を流れる石狩川、雨竜川、尾白利加川、恵岱別川の四つの川に囲まれたおおむね平坦な農耕地となっている。

2 山岳

本町に接している山岳部は、暑寒別岳 (1,492m) を中心として、尾根続きに南東に南暑寒岳 (1,296m)、恵岱別岳 (1,061m)、南西に群別岳 (1,376m)、浜益岳 (1,258m) など、標高千メートルを越す増毛山地の山々によって形成されている。

3 河川

本町は、石狩川、雨竜川、恵岱別川、尾白利加川の四河川に囲まれている。主に石狩川、雨竜川は国が管理し、恵岱別川、尾白利加川は北海道が管理している。なお、恵岱別川と尾白利加川の旧鉄道橋から下流は国が管理している。

表 河川一覧

| 番号 | 河川名 | 管理者 | 流路延長 | 流域面積 | 指定 |
|------|---------|-----|---------|-----------------------|----|
| 1 | 石狩川 | 国 | 268.0km | 14,330km ² | 1級 |
| 2 | 雨竜川 | 国 | 155.0km | 1,673km ² | 1級 |
| 3 | 恵岱別川 | 北海道 | 37.6km | 168.2km ² | 1級 |
| 4 | 尾白利加川 | 北海道 | 41.2km | 157.3km ² | 1級 |
| 9610 | 川上沢川 | 雨竜町 | 2.5km | 1.4km ² | 準用 |
| 9615 | 恵川 | 雨竜町 | 1.7km | 0.7km ² | 準用 |
| 9620 | 十六番川 | 雨竜町 | 2.5km | 1.2km ² | 準用 |
| 9650 | 夕山沢川 | 雨竜町 | 2.0km | 1.0km ² | 準用 |
| 9690 | 幌泉川 | 雨竜町 | 2.5km | 3.0km ² | 準用 |
| 9700 | 群馬川 | 雨竜町 | 5.5km | 7.3km ² | 準用 |
| 9710 | ペンケペタン川 | 雨竜町 | 10.8km | 18.6km ² | 準用 |
| 9761 | 逆川 | 雨竜町 | 3.7km | 4.5km ² | 準用 |
| 9770 | 面白内川 | 雨竜町 | 5.5km | 8.7km ² | 準用 |
| 9920 | 桂の沢川 | 雨竜町 | 8.0km | 13.3km ² | 準用 |
| 9925 | 伊藤の沢川 | 雨竜町 | 2.3km | 2.6km ² | 準用 |
| 9930 | 鴨居沢川 | 雨竜町 | 9.5km | 21.8km ² | 準用 |
| 9940 | シュリ川 | 雨竜町 | 10.1km | 10.3km ² | 準用 |

2 地質

平坦地の土性は、石狩川沿いの沖積土を除いては、埴土から埴壤土がほとんどであり、山間、丘陵畑地帯は礫の多い洪積残積土からなっている。

第3 気象

1 気温

本町は、石狩平野の北部に位置し、寒暖の差が激しく、7月中旬から8月上旬にかけて30℃を超える日があり、1月から2月に至る間には、稀にマイナス25℃をさらに下回ることもある。5月から9月に至る農耕期の平均気温は17℃で、水稻の主産地形成を容易にしている。

2 降雨量及び降雪量

年間平均降水量は1,100mm前後で、うち農耕期間中は平常年400mm前後、8月頃が比較的那の量が多い。初雪は10月末頃で、根雪は12月上旬になることが多い。また融雪は4月上旬から中旬であるが山間地は2週間程度遅れている。

第2節 災害の概況

雨竜町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による農地冠水や住宅への浸水被害等が挙げられ、これまで地震災害については、大きな被害は出ていない。

参考までに、道内における自然災害及び事故災害について、主に次のようことが挙げられる。町内の主な災害の記録は、資料8のとおりである。

第1 気象災害の特徴

1 春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融解が促進され、いわゆる融雪災害が起こる。発生する時期は、おおむね3月末から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むことから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

その原因については、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、土地を水で飽和させ、かつ、排水溝その他小河川を漲らせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところには山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することなどが考えられる。

2 夏の災害

北海道には、梅雨がないと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、津軽海峡付近まできて、その前線上を低気圧が通過すると本道の南岸は、大雨に見舞われる。

最近では、これに似た型で小さな範囲の地域に集中豪雨が発生し、災害をおこす回数が多くみられる。

3 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすく、また、台風の最盛期でもある。台風が本道に接近する頃は、この勢力が弱まっているのが普通であるが、時に勢力を維持して北海道へ接近し、昭和29年の洞爺丸台風や平成16年の台風第18号のように甚大な被害をもたらす場合がある。

このような台風による雨と風又は台風により前線を刺激して大雨を降らすことによる災害は年1~2回程度の発生をみている。

本町においては、8から9月にかけて台風及び集中豪雨による被害が過去に記録されている。

4 冬の災害

冬期に入ると本道の日本海沿岸から太平洋に低気圧が襲来する。その中心気圧は970hPa以下に発達するものもあり、その気圧の低さは、台風以上の場合もあり襲来する時期が冬のため、降水は雪となり、そのため雪害による交通障害及び波浪による護岸、道路決壊等の災害が発生する。

本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪等による公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通及び通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

第2 その他災害について

本町で起こりうる気象災害以外の災害では、火山災害や地震災害といった地象災害や火災をはじめとする事故等の災害が想定される。

参考までに、本町における地震被害については、全国的にも地震が少ない地域であり、過去に大きな被害は記録されていないが、増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯があり今後、地震による被害が予想される。

| |
|--|
| 資料編〔気象・災害履歴・震度階級等〕 ・過去の災害の記録（資料8）・・・・・・・・・・ P 12 |
|--|

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

第1 防災会議

町防災会議は、以下のとおり町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づく雨竜町防災会議条例（平成12年条例第11号、以下本節において「条例」という。）第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、町における災害に関する基本方針及び防災計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、また、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

1 防災会議の組織

町防災会議の組織は、次のとおりである。



2 防災会議の運営

町防災会議の運営は、条例及び雨竜町防災会議運営規程（平成元年6月23日防災会議決定）の定めるところによる。

| | | | |
|-------------|---------------------|-----------|---------|
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・ 雨竜町防災会議条例（資料31） | ・ ・ ・ ・ ・ | ・ P 9 7 |
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・ 雨竜町防災会議運営規程（資料34） | ・ ・ ・ ・ ・ | ・ P 9 8 |

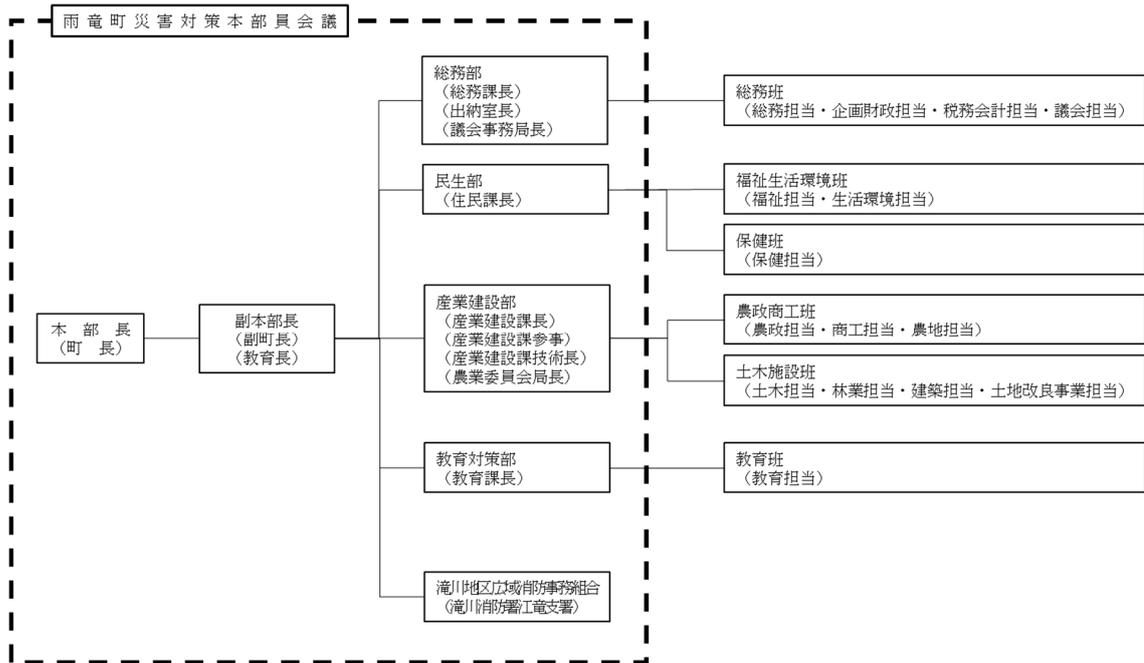
第2 雨竜町災害対策本部

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定及び雨竜町災害対策本部条例(平成21年条例第6号)に基づいて災害対策本部(以下「本部」という。)を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

町長は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1 組織

本部の組織は、次のとおりとする。



2 運営

本部の運営は、雨竜町災害対策本部条例(昭和38年条例第6号)に定めるところによる。

資料編〔条例〕 ・ 雨竜町災害対策本部条例 (資料35) P 9 9

3 事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

1 総務部

| 班 | 段階 | 種別 | 所掌業務 |
|----------------------------------|----|------------|--|
| 総務班 (総務担当・企画財政担当・税務会計担当・議会担当) | 予防 | 防災関連計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する計画及びマニュアルの作成に関する事。 ・防災マップ・ハザードマップの作成に関する事。 ・避難(確保)計画の作成に関する事。 |
| | | 組織の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に関する事。 ・道、防災関係機関及び他市町村との災害時の相互応援体制整備に関する事。 ・災害応援対策に関わる応援協定の締結に関する事。 ・応援受援計画の作成に関する事。 ・ボランティア活動の環境整備に関する事。 ・自主防災組織等の住民組織や地域の防災活動におけるリーダーの育成・強化に関する事。 ・消防団員の確保・育成に関する事。 ・消防団の施設・装備の整備に関する事。 ・広域消防相互応援に関する事。 ・庁舎等の業務継続性及び防災中枢機能の整備に関する事。 |
| | | 防災教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民等に対する避難情報の周知に関する事。 ・企業防災の促進に関する事。 ・防災訓練に関する事。 |
| | | 物資・資機材等の備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、事業所における非常持出品の備蓄の啓発に関する事。 ・食料・飲料水及び生活必需品の備蓄に関する事。 ・簡易トイレの備蓄に関する事。 ・物資搬送拠点施設の確保や備蓄倉庫の整備に関する事。 ・情報伝達手段の整備に関する事。 ・備蓄された物資及び資材の点検・管理に関する事。 ・災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事。 ・積雪・寒冷期の避難に必要な物資及び資機材の備蓄に関する事。 |
| | | 避難体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の指定に関する事。 ・避難経路や避難場所の案内標識の設置に関する事。 |
| | 応急 | 情報の収集・発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象台からの気象情報等の受理に関する事。 ・国や道からの水象情報等の受理に関する事。 ・気象情報(気象・地象)の監視に関する事。 ・気象情報及び水象情報の分析に関する事。 ・異常現象の通報の受理及び気象庁等の関係機関への通報に関する事。 ・災害情報等報告取扱要領に基づく道への報告に関する事。 ・消防庁即報基準に基づく消防庁への報告に関する事。 ・気象情報及び水象情報並びに災害情報の伝達に関する事。 ・庁舎及び所管施設の被害状況の収集・整理に関する事。 ・町有財産の被害状況の収集及び整理に関する事。 ・情報通信施設等の被害状況の収集・整理に関する事。 ・情報伝達に必要な通信手段の確保に関する事。 ・火災発生に伴う被害状況の収集・整理に関する事。 ・被害情報の集計に関する事。 |

| 班 | 段階 | 種別 | 所掌業務 |
|----------------------------------|----|------------|---|
| 総務班 (総務担当・企画財政担当・税務会計担当・議会担当) | 応急 | 避難対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・解除に関する事。 ・避難勧告等の判断に対する国等の機関への助言の要求に関する事。 ・避難勧告等の伝達に必要な通信手段の確保に関する事。 ・町民等に対する避難の立退きの勧告・指示に関する事。 ・屋内での避難等の安全確保措置の指示に関する事。 ・広域一時滞在に関する事。 |
| | | 応援要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村等に対する応援の要求に関する事。 ・道知事等に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関する事。 ・自衛隊災害派遣の要請に関する事。 ・国等に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関する事。 ・道知事に対する物資及び資材の供給の要請に関する事。 ・民間事業者との支援協定に基づく支援の要請に関する事。 ・ヘリコプターの派遣要請に関する事。 ・応援要請による自衛隊及び他機関からの職員の受け入れに関する事。 ・他の部(班)の応援及び支援に関する事。 |
| | | 救助救出 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用手続きに関する事。 |
| | | 応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急措置の実施に当たっての総合調整に関する事。 ・警戒区域の設定に関する事 ・情報通信施設等の応急対策に関する事。 ・土地及び工作物等の一時使用及び除却に関する事。 ・庁舎及び町有財産の応急対策に関する事。 |
| | | 活動体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の配備計画に関する事。 ・職員の参集状況及び安否状況(家族を含む。)の把握に関する事。 ・非常配備体制(職員の招集)の確保に関する事。 ・庁舎等の業務継続性や防災中枢機能の確保に関する事。 ・消防機関との連絡調整に関する事。 ・他の部(班)との連絡調整に関する事。 ・災害対策本部の設置(廃止)及び本部員会議に関する事。 ・災害対策本部の運営(庶務)に関する事。 ・防災関係機関との連絡調整に関する事。 ・その他、他の部(班)に属さない事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。 |
| | | 広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 ・広報手段の確保に関する事。 ・住民に対する警報及び災害情報等の広報に関する事。 ・報道機関及び放送事業者に対する広報の要求に関する事。 |
| | | 物資・資機材等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する食料及び衣料・生活必需品等の調達・供給に関する事。 ・救援物資の受入れ・保管・配分に関する事。 ・災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関する事。 ・暖房器具・石油類燃料の確保に関する事。 |
| | | 交通・輸送 | <ul style="list-style-type: none"> ・移送・輸送の総括に関する事。 |

| 班 | 段階 | 種別 | 所掌業務 |
|--------------------------------------|--------|-------|---|
| 総務班 (総務担当・企画財政担当・ 税務会計担当・議会担当) | 応 急 | 財政対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・労務の供給に関すること。 ・災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 ・義援金品等の受付、保管及び配分に関すること。 ・町有財産等の緊急使用(無償貸し付け)に関すること。 ・応急公費負担に関すること。 ・災害時における事務の委託に関すること。 ・自衛隊災害派遣部隊の経費に関すること。 ・被災者の公的徴収金の減免に関すること。 ・被災者に対する生活援護に関すること。 |
| | | 復旧対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び所管施設等の復旧対策に関すること。 ・情報通信施設等の復旧対策に関すること。 ・町有財産の復旧対策に関すること。 |
| | 復 旧 | 財政対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧予算措置に関すること。 ・激甚災害に係る財政援助措置に関すること。 |
| | | 被災者援護 | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の交付に関すること。 ・被災者台帳の作成及び提供に関すること。 ・応急金融支援に関すること。 ・災害義援金の出納・保管・配分に関すること。 |
| | | | |

2 民生部

| 班 | 段階 | 種別 | 所掌業務 |
|--------------------------|--------|----------|---|
| 福祉生活環境班 (福祉担当・生活環境担当) | 応 急 | 活動体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援活動団体との連絡調整に関すること。 ・住民組織(自主防災組織等)との連絡調整に関すること。 ・西空知広域水道企業団との連絡調整に関すること。 ・日本赤十字社との連絡調整に関すること。 |
| | | 情報の収集・発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害状況の収集・整理に関すること。 ・被災者情報の集計・整理に関すること。 ・個人情報のデータ管理に関すること。 ・社会福祉施設・衛生関係施設・保育施設の被害状況の収集・整理に関すること。 |
| | | 避難対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設・運営に関すること。 ・避難場所における良好な避難生活の確保や環境衛生の整備に関すること。 ・避難場所における救助物資の配分に関すること。 ・避難場所における生活環境の整備に必要な措置に関すること。 ・避難誘導及び移送に関すること。 ・避難所以外の場所に滞在する被災者の配慮に関すること。 ・家庭動物同行避難者の対応に関すること。 |
| | | 応援要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民組織に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関すること。 ・社会福祉施設・衛生関係施設・保育園施設の応急対策に関すること。 ・ボランティアの受入れ・調整に関すること。 |
| | | 救助救出 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・遺体の処理・埋葬に関すること。 |

| 班 | 段階 | 種別 | 所掌業務 |
|--------------------------|------|--|--|
| 福祉生活環境班 (福祉担当・生活環境担当) | 応 | 応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水対策に関すること。 ・社会福祉施設・衛生施設・保育施設関係の応急対策に関すること。 ・災害時の防犯に関すること。 |
| | | 広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 ・住民の安否情報の提供に関すること。 |
| | | 物資・資機材等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料及び飲料水並びに衣料・生活必需品等の調達・供給に関すること。 |
| | | 交通・輸送 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地における交通安全対策に関すること。 |
| | 急 | 保健衛生・防疫 | <ul style="list-style-type: none"> ・検病調査班及び防疫班の編成に関すること。 ・清掃業務に関すること。 ・防疫に関すること。 ・被災地の環境衛生対策に関すること。 ・逸走犬等の保護に関すること。 ・災害時の廃棄物及び汚物処理に関すること。 ・応急仮設トイレ対策に関すること。 |
| 復旧 | 復旧対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設・衛生関係施設・保育園施設の復旧対策に関すること。 | |
| 保健班 (保健担当) | 予防 | 防災関連計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者(全体計画等)の作成に関すること。 |
| | | 組織の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に対する避難支援等関係者の確保・育成に関すること。 |
| | | 避難行動要支援者対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成・更新に関すること。 ・避難行動要支援者名簿に係る情報利用・提供方法の整備に関すること。 ・社会福祉施設や外国人対策に関すること。 |
| | | 物資及び資材の備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の備蓄に関すること。 |
| | 応 | 避難対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難支援及び安否の確認に関すること。 |
| | | 活動体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室(滝川保健所)との連絡調整に関すること。 ・医師会との連絡調整に関すること。 |
| | | 情報の収集・発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院施設の被害状況の収集・整理に関すること。 |
| | | 応援要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣医療チーム派遣要請に関すること。 ・他の部(班)の応援・支援に関すること。 |
| | | 物資・資機材等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関すること。 ・被災者への食料供給計画に関すること。 |
| | 急 | 医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置に関すること。 ・道及び医師会等の協力機関との連絡調整に関すること。 ・救護班の編成に関すること。 ・災害時の医療品の調達・供給並びに医療機器の確保に関すること。 ・救急医療及び助産等、医療救護活動の支援に関すること。 |
| | | 保健衛生・防疫 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地及び避難場所の保健指導に関すること。 ・感染症の予防に関すること。 ・被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること。 ・避難場所の環境衛生対策に関すること。 |

3 産業建設部

| 班 | 段階 | 種別 | 所掌業務 |
|------------------------------------|----|------------|--|
| 農業商工班 (農政担当・商工担当・農地担当) | 応急 | 活動体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 農業関係機関との連絡調整に関する事。 商工業関係機関との連絡調整に関する事。 |
| | | 情報の収集・発信 | <ul style="list-style-type: none"> 農林業被害情報の収集・整理に関する事。 商工業関係の被害状況の収集・整理に関する事。 火災発生に伴う被害状況の収集・整理に関する事。 |
| | | 避難対策 | <ul style="list-style-type: none"> 観光施設入館者の避難誘導に関する事。 |
| | | 応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> 農業施設の応急対策に関する事。 商工施設の応急対策に関する事。 |
| | | 応援要請 | <ul style="list-style-type: none"> 農林業被害(農林業施設含む)に関する応急対策に関する事。 他の部(班)の応援・支援に関する事。 |
| | | 保健衛生・防疫 | <ul style="list-style-type: none"> 被災地の病虫害の防疫に関する事。 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。 家畜の伝染病予防に関する事。 死亡獣畜の処理に関する事。 |
| | | 財政対策 | <ul style="list-style-type: none"> 農業災害復旧補償及び農業関係資金の融資に関する事。 |
| | 復旧 | 復旧対策 | <ul style="list-style-type: none"> 農林業の復旧対策に関する事。 商工施設の復旧対策に関する事。 |
| | | 財政対策 | <ul style="list-style-type: none"> 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事。 生活関連物資等の価格安定供給に関する事。 |
| | | 被災者援護 | <ul style="list-style-type: none"> 被災農家の援護対策に関する事。 被災商工業者の援護対策に関する事。 |
| 土木施設班 (土木担当・林業担当・建築担当・土地改良事業担当) | 予防 | 防災関連計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> 上下水道緊急対応マニュアルの作成に関する事。 |
| | | 災害に強いまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 災害に強い道路ネットワークの整備に関する事。 雪(積雪・寒冷)に強いまちづくりに関する事。 住宅・建築物の耐震化の促進に関する事。 |
| | 応急 | 活動体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 西空知広域水道企業団との連絡調整に関する事。 |
| | | 情報の収集・発信 | <ul style="list-style-type: none"> 住家(町営住宅・公営住宅を含む)被害状況の収集・整理に関する事。 河川水位・雨量等の監視に関する事。 重要水防区域及び災害危険箇所の巡視活動の実施・報告・整理に関する事。 道路、河川、橋りょう、下水道施設等の被害状況の収集・整理に関する事。 |
| | | 住宅対策 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の危険度判定に関する事。 住宅の応急修理に関する事。 公営住宅等のあっせんに関する事。 応急仮設住宅等の建設に関する事。 |
| | | 応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> 応急作業用車両の確保、調達、配分及び保管に関する事。 林野火災に関する事。 住家(町営住宅・公営住宅を含む)の応急対策に関する事。 上下水道施設の応急対策に関する事。 道路、河川、橋りょう、下水道施設等の応急対策に関する事。 障害物の除去に関する事。 |

| 班 | 段階 | 種別 | 所掌業務 |
|-------|----|------------|---|
| 土木施設班 | 応急 | 物資・資機材等の確保 | ・応急復旧資機材及び水防資機材並びに給水資機材の確保に関する事 こと。 |
| | | 交通・輸送 | ・応急措置の実施に支障となるものの除去に関する事 こと。 ・道路・林道の通行禁止及び制限に関する事 こと。 |
| | 復旧 | 復旧対策 | ・道路、河川、橋りょう、下水道施設等の復旧対策に関する事 こと。 ・上下水道施設の復旧対策に関する事 こと。 ・住家の復旧対策に関する事 こと。 |

4 教育対策部

| 班 | 段階 | 種別 | 所掌業務 | |
|---------------|----|-----------|---|--|
| 教育班 (教育担当) | 予防 | 防災関連計画の作成 | ・学校防災マニュアルの作成に関する事 こと。 | |
| | | 防災教育 | ・学校教育機関における防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に 関すること。 | |
| | 応急 | 情報の収集・発信 | ・学校教育施設・社会教育施設の被害状況の収集・整理に関する事 こと。 ・公園施設の被害状況の収集・整理に関する事 こと。 | |
| | | 避難対策 | ・児童生徒の避難支援及び安否の確認に関する事 こと。 | |
| | | 応急措置 | ・学校教育施設・社会教育施設等の応急対策に関する事 こと。 ・公園施設の応急対策に関する事 こと。 | |
| | | 応援要請 | ・他の部(班)の応援・支援に関する事 こと。 | |
| | 復旧 | 復旧対策 | 教育対策 | ・給食の供給に関する事 こと。 ・教職員、児童生徒等の安全確保及び安否確認に関する事 こと。 ・学校教育再開に向けての対策に関する事 こと。 ・学用品等の調達・供給に関する事 こと。 ・教職員の確保に関する事 こと。 ・被災児童・生徒の健康管理に関する事 こと。 ・学校施設の衛生管理対策に関する事 こと。 ・社会教育施設の応急利用に関する事 こと。 |
| | | | ・学校教育施設・社会教育施設等の復旧対策に関する事 こと。 ・公園施設の復旧対策に関する事 こと。 | |

第2節 町職員の配備体制

第1 非常配備体制

1 非常配備体制の基準

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、第3非常配備体制をとるものとする。ただし、町長は、本部を設置するまでに至らない場合においては、第1及び第2非常配備体制をとるものとする。

非常配備体制の基準は、次のとおりとする。

表 非常配備体制の基準

| 区分 | 種別 | 配備時期 | 配備要員 | 活動内容 |
|---------------|--------|---|-------------------------|---|
| 災害対策連絡会議【設置前】 | 第1非常配備 | (1) 気象警報等が発表され、災害の発生が予想される時。 (大雨警報、洪水警報) | 課長職全員 | (1) 災害情報の収集 (2) 町施設等の警戒巡視 |
| | | (2) 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。 (3) 町内に震度4の地震が発生したとき。 | 総務課長が指名する職員 (総務担当主幹) | |
| 災害対策連絡会議 | 第2非常配備 | (1) 大型台風の接近等で被害の発生が予想される時。 | 災害対策事務局 (総務担当) | (1) 災害情報の収集伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び町施設等の警戒巡視 (4) 災害応急対策の準備 (5) 非常配備体制の移行準備 |
| | | (2) 住家の床上浸水や農地の浸水、交通機関の障害等が発生したとき。 | 管理職全員 | |
| | | (3) 事故等により人的被害の拡大が予想される時。 (4) 町内に震度5弱の地震が発生したとき。 | 各課長が指名する職員 | |
| 本部 | 第3非常配備 | (1) 大型台風の接近等で多くの被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 (2) 多くの地域で避難勧告や孤立集落の発生、多くの交通機関の障害等により応急対策が必要なとき。 (3) 事故等により、被害が大規模で、人命の救助救出活動の難航が予想される時。 (4) 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 | 全職員 | (1) 災害情報の収集及び伝達の強化 (2) 防災関係機関との密な連絡調整 (3) 災害応急対応 |

(注) 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

第2 各非常配備体制の内容及び職員の配備体制

1 災害対策連絡会議設置前（第1非常配備）

町長は、災害、事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、指名する職員等による緊急担当者会議を招集し、初動体制に万全を期すものとする。

- (1) 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに配備体制につく。
- (2) 第1非常配備に係る指揮監督は、関係課長等が行う。
なお、総括は副町長が行う。
- (3) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (4) 副町長は、災害対策連絡会議の設置(第2非常配備体制への移行)について、町長と協議するものとする。

2 災害対策連絡会議（第2非常配備）

町長は、本部設置に至らない程度の災害、事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準に該当し必要と認めるときは、本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

- (1) 町長は、連絡会議の設置を決定したときは、直ちに第2非常配備体制をとるよう関係課長等に通知する。
- (2) 町長は、連絡会議を統括し、職員を指揮監督するとともに、本部の設置(第3非常配備体制への移行)について、判断するものとする。
- (3) 関係課長等は連絡会議の設置が決定されたときは、本節第3「配備計画」に基づき第2非常配備体制をとるものとする。
- (4) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (5) 総務課長は、関係課長等に収集情報を提供し、各課の活動状況等を把握するものとする。
- (6) 関係課長等は、町長の指示及び総務課長からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。
- (7) 第2非常配備体制の職員の人数は、状況により関係課長等において増減するものとする。

【連絡会議設置基準の詳細】

| 災 害 | 設 置 基 準 |
|---------|--|
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・大型の台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ・住家の床上浸水や農地の浸水、全半壊等の被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 |
| 雪 害 | <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 |
| 地 震 | <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱の地震が発生し家屋等に被害が見られるとき。 |
| 大事故等 | |
| 航空災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・飛行機等の墜落事故で局地的に対策が必要なとき。 |
| 道路災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、局地的に対策が必要なとき。 |
| 危険物等災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋及び施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 |
| 大規模災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋及び施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 |
| 林野火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋及び施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 |
| 大規模停電災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助、救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。 |

3 本部（第3非常配備）

本部は、基本法第23条の2の規定により、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一つに該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 本部長は、本部の設置を決定したときは、直ちに対策部長に指示し、第3非常配備体制をとるよう各部長に通知する。
- (2) 各部長は、本部の設置が決定したときは、本節第3「配備計画」に基づき第3非常配備体制をとる。
- (3) 本部長は、本部機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催するものとする。
- (4) 各部長は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。
- (5) 対策部長は、各部長及び防災関係機関との連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状態を本部長に報告するものとする。

- (6) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
- ア 災害の現況を部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - イ 設備、物資、資機材、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予想地区）へ配備すること。
 - ウ 各部及び防災関係機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

【本部設置基準の詳細】

| 災 害 | 設 置 基 準 |
|---------|--|
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨、暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 |
| 雪 害 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪、大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 |
| 地 震 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震5強以上の地震が発生したとき。 |
| 大事故等 | |
| 航空災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。 |
| 道路災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。 |
| 危険物等災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。 |
| 大規模災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。 |
| 林野火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。 |
| 大規模停電災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。 |

第3 配備計画

- 1 本部長は、第3非常配備体制を決定したときは、直ちに対策部長に指示し、各部長に対し、本部の設置及び非常配備を通知するものとする。
- 2 各部長は、前記1の通知を受けたときは、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- 3 配備要員は、各部長から前記2の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。
- 4 各部長は、あらかじめ部内の職員動員連絡系統図を作成し、関係職員に周知徹底しておくものとする。
- 5 各部長は前記4の職員動員連絡系統図を作成したときは、本部長に提出するものとする。
- 6 本部長は、災害の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各部に所属する職員を他の部に応援させるものとする。
- 7 災害の状況により応援を必要とする部にあつては、当該部長を通じ本部長に要請し必要人数の応援を受けるものとする。
- 8 第1及び第2非常配備体制下における職員の動員、招集は本計画の定めに準じて行うものとする。

第4 職員の非常参集

- 1 職員は、勤務時間外、休日等に動員の指示を受けたときは、又は災害が発生し、若しくは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により各課長等と連絡を取り、又は自らの判断により参集し、非常配備基準に基づく配備につくものとする。
- 2 各課長等は、職員が非常参集したときは、職員の参集状況を把握し、総務課長に報告するものとする。
- 3 勤務時間外の参集時においては、おおむね次の事項に留意して行動することとする。
 - ア 安全確認
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
 - イ 参集者の服装及び携行品
応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。
 - ウ 被害状況の報告
参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を所属の上司に報告する。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、所属の対策部長に詳しく報告する。
 - エ 参集途上の緊急措置
参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、消防本部又は警察等へ通報連絡し直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置を講じ、職員はできる限り迅速な参集を行う。

第5 勤務時間外、休日等の連絡体制

- 1 日直者及び夜間勤務時間外の夜間電話等受託者は、次の情報を受けた場合は直ちに総務課長に連絡するものとする。
 - (1) 気象警報等が空知総合振興局又は札幌管区気象台、NTT 東日本若しくは NTT 西日本(特別警報、警報のみ)から通報された場合
 - (2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - (3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- 2 総務課長は、必要に応じて町長、副町長及び各課長等、職員に通知するものとする。
- 3 前記1及び2の場合の伝達は、電話、携帯電話メール等によるものとする。
- 4 第3非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合の職員への連絡等は、本節第3「配備計画」のとおりとする。
- 5 震度5弱の地震が発生したときは、あらかじめ指名されている職員が、又震度5強以上の地震が発生したときは、すべての職員が、動員、招集の指示を待つことなくできる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。

第6 町長の職務の代理

連絡会議及び本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長が、副町長に事故あるときは、教育長がその職務を代理する。

第3節 住民組織等への協力要請

第1 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し協力を要請するものとする。

第2 協力要請事項

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための指定緊急避難場所及び被災者の収容のための指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 指定避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項。

2 協力要請先

協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。

| 団体名 | 関係所管課 |
|----------------|-------|
| 雨竜町町内会長連絡協議会 | 総務課 |
| 雨竜町社会福祉協議会 | 住民課 |
| 雨竜町民生委員児童委員協議会 | 住民課 |
| 雨竜町赤十字奉仕団 | 住民課 |

備考 各町内会の代表者名、連絡先等については、別に名簿を作成しておくものとする。

3 担当対策部

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係する対策部とする。

第3 自主防災組織への協力要請

- 1 自主防災組織の育成については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」によるものとする。
- 2 自主防災組織が組織された場合にあっては、町長は、自主防災組織に協力を要請するものとする。

第4節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雨、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報、警報、注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は本計画に定めるところによる。

第1 注意報、警報及び特別警報並びに情報等の通報及び伝達

気象等に関する注意報、警報、特別警報及び火災気象通報の発表、伝達等は気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき行われるもので、町における注意報及び警報、特別警報の種類、発表基準、伝達方法等は次によるものとする。

1 注意報、警報及び特別警報の種類並びに発表基準

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

※大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒メッシュ情報）

: <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

※大雨警報（浸水害）の危険度分布:<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

※洪水警報の危険度分布 : <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（石狩地方・空知地方・後志地方）ごとに発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（石狩・空知・後志地方）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

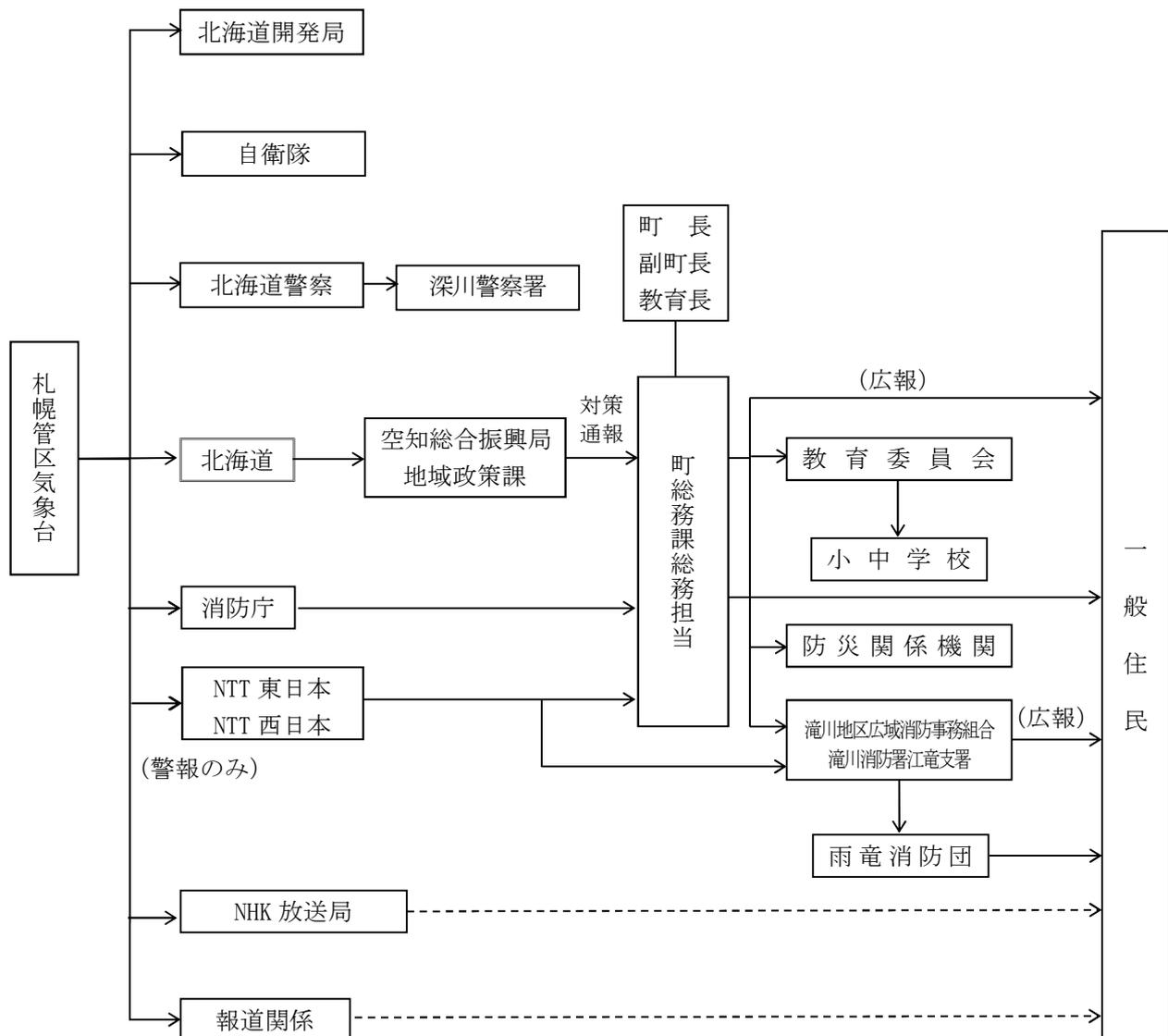
※高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）

:<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

(5) 伝達系統

伝達については、特別警報、警報、注意報並びに情報等の系統図のとおりとする。

図 特別警報、警報、注意報並びに情報等の伝達系統図



2 特別警報、警報、注意報の種類並びに発表基準

(1) 特別警報発表基準

| 現象の種類 | 基準 |
|-------|--|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、大雨になると予想される場合 |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |

(2) 気象警報等発表基準（令和元年5月29日現在）

| | | | |
|------------------|-------------|------------------------|-----------------------------|
| 雨竜町 | 府県予報区 | 石狩・空知・後志地方 | |
| | 一次細分区域 | 空知地方 | |
| | 市町村等をまとめた地域 | 中空知 | |
| 大雨 ^{※1} | (浸水害) | 表面雨量指数基準 ^{※2} | 12 |
| | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 ^{※3} | 137 |
| 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 尾白利加川流域=19.7 恵岱別川流域=23.5 |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | 石狩川下流 [納内・橋本町] 雨竜川 [雨竜橋] |
| 暴風 | | 平均風速 | 18m/s |
| 暴風雪 | | 平均風速 | 16m/s 雪による視程障害を伴う |
| 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 50cm |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 | 100mm |

※1 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

※2 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握する指標で、地質や地形勾配、土地の利用状況などが考慮され、短時間強雨による浸水害発生との相関が高い指数である。解析雨量、降水短時間予報などをもとに、1km四方の領域ごとに算出され、大雨警報（浸水害）の発表基準として使用し、数値が高いほど浸水の危険度が高くなる。

※3 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。解析雨量、降水短時間予報などをもとに、5km四方の領域ごとに算出され、大雨警報（土砂災害）の発表基準として使用し、数値が高いほど土砂災害の危険度が高くなる。

土壌雨量指数が警報基準に達した場合、土砂災害への警戒が必要になり、避難準備をし、早めの避難を心がける必要がある。

(3) 気象注意報発表基準（令和元年5月29日現在）

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 雨竜町 | 府県予報区 | 石狩・空知・後志地方 | |
| | 一次細分区域 | 空知地方 | |
| | 市町村等をまとめた地域 | 中空知 | |
| 大雨 | (浸水害) | 表面雨量指数基準 ^{※1} | 7 |
| | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 ^{※2} | 80 |
| 洪水 | 流域雨量指数基準 | 尾白利加川流域=15.7 恵岱別川流域=18.8 | |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | 石狩川下流 [納内・橋本町] 雨竜川 [雨竜橋] |
| 暴風 | 平均風速 | 12m/s | |
| 風雪 | 平均風速 | 10m/s 雪による視程障害を伴う | |
| 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 30cm | |
| 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | | |
| 融雪 | 70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計 | | |
| 濃霧 | 視程 | 200m | |
| 乾燥 | 最小湿度 30% 実効湿度 60% | | |
| なだれ | ①24時間降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上 | | |
| 低温 | 5月～10月:(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が2日以上継続 | | |
| | 11月～4月:(最低気温) 平年より 8℃以上低い | | |
| 霜 | 最低気温 3℃以下 | | |
| 着雪 | 気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続 | | |

※1 表面雨量指数が注意報基準に達した場合、周囲より低い場所で下水が溢れ、道路が冠水するおそれがあるほか、住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれ、周囲より低い場合にある家が、床下まで水に浸かるおそれがある。

※2 土壌雨量指数が注意報基準に達した場合、土砂災害への注意が必要となり、今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意が必要となる。

(4) 地面現象注意報及び警報

| | |
|---------|---|
| 地面現象注意報 | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。 |
| 地面現象警報 | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。 |

(5) 浸水注意報及び警報

| | |
|-------|--|
| 浸水注意報 | 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。 |
| 浸水警報 | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。 |

(6) 洪水注意報及び警報

| | |
|-------|---|
| 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |

(7) 防災気象情報と警戒レベル

| 警戒レベル | 住民自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報） | | |
|--------|----------------------------------|--------------------------|--|
| | 洪水に関する情報 | | 土砂災害に関する情報 |
| | 水位情報がある場合 | 水位情報がない場合 | |
| 警戒レベル5 | 氾濫発生情報 | (大雨特別警報(浸水害)) ※3 | (大雨特別警報(土砂災害)) ※3 |
| 警戒レベル4 | 氾濫危険情報 | ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) | ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険) ※4 |
| 警戒レベル3 | 氾濫警戒情報 | ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) | ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒) |
| 警戒レベル2 | 氾濫注意情報 | ・洪水警報の危険度分布(注意) | ・土砂災害に関するメッシュ情報(注意) |
| 警戒レベル1 | | | |

※1 可能な範囲で発令

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として適用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。

注1 町が発令する避難勧告等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

3 特別警報、警報、注意報の伝達系統

特別警報、警報、注意報は、次のように伝達系統により、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達するものとする。

- (1) 特別警報、警報、注意報は、勤務時間中及び勤務時間外は総務課総務担当が、休日は日直受託者が受理するものとする。
- (2) 休日の日直受託者が特別警報、警報等を受けたときは、次に掲げる警報等について、総務課長に連絡するものとする。
- (3) 総務課長は、特別警報、警報を受理した場合は、速やかに副町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

4 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行される。

- (1) 水防活動用気象注意報及び気象警報の種類

| 水防活動の利用に適合する警報・注意報 | 一般の利用に適合する警報・注意報 | 発表基準 |
|--------------------|------------------|--|
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。 |
| 水防活動用気象警報 | 大雨警報 大雨特別警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。 |
| 水防活動用洪水警報 | 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。 |

- (2) 指定河川洪水予報（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

指定河川の洪水予報は、気象台と北海道開発局が共同で発表するものである。

ア 洪水予報河川及び担当

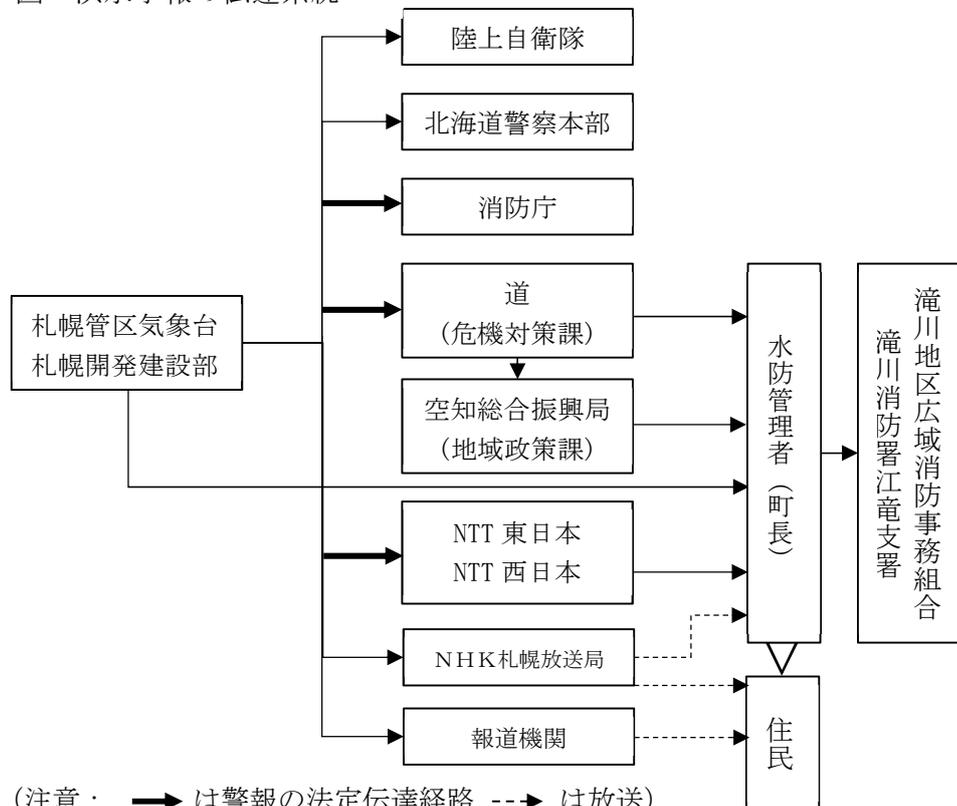
| 水系 | 河川名 | 担当 |
|-----|-------|--------------------|
| 石狩川 | 石狩川 | 札幌開発建設部 札幌管区気象台 |
| | 雨竜川 | |
| | 尾白利加川 | |

イ 洪水予報の種類及び概要

| 種類 | 課題 | 概要 |
|-------|---|--|
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及び区域の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| | 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| | 氾濫警戒情報 | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 | |

ウ 伝達系統

図 洪水予報の伝達系統



(3) 水防警報（水防法第16条第1項）

北海道開発局又は道知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

ア 水防警報指定河川名

○国土交通大臣が行う水防警報指定河川

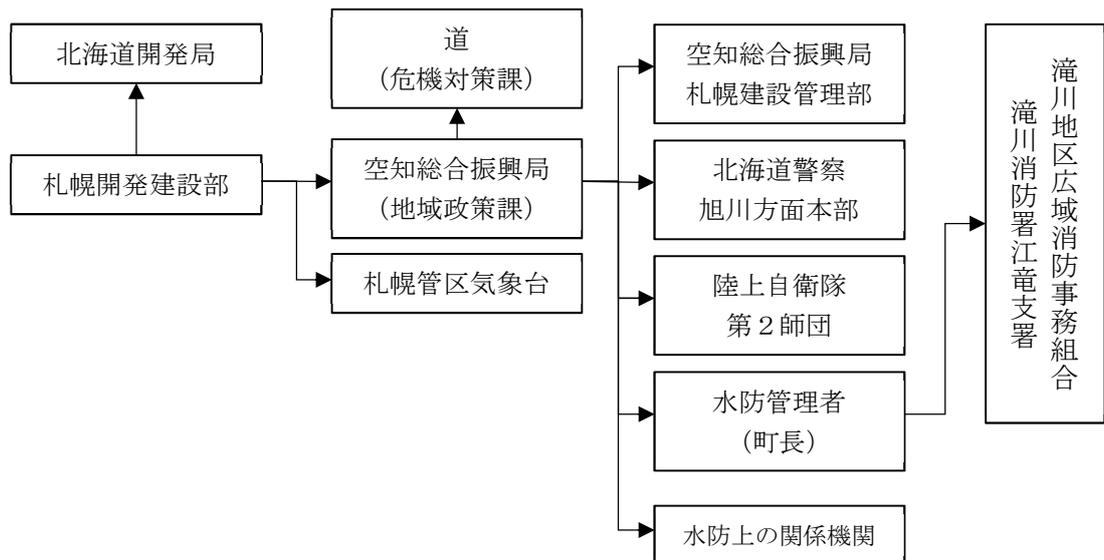
| 水系 | 河川名 | 担当 |
|-----|------------------------------|---------|
| 石狩川 | 尾白利加川(自：雨竜町字尾白利加 至：石狩川への合流点) | 札幌開発建設部 |
| | 雨竜川 | |
| | 恵岱別川(自：雨竜町字渭の津 至：雨竜川への合流点) | |

○道知事が行う水防警報指定河川

指定なし

イ 伝達系統

図 北海道開発局が発表する場合（国土交通大臣が行う水防警報）

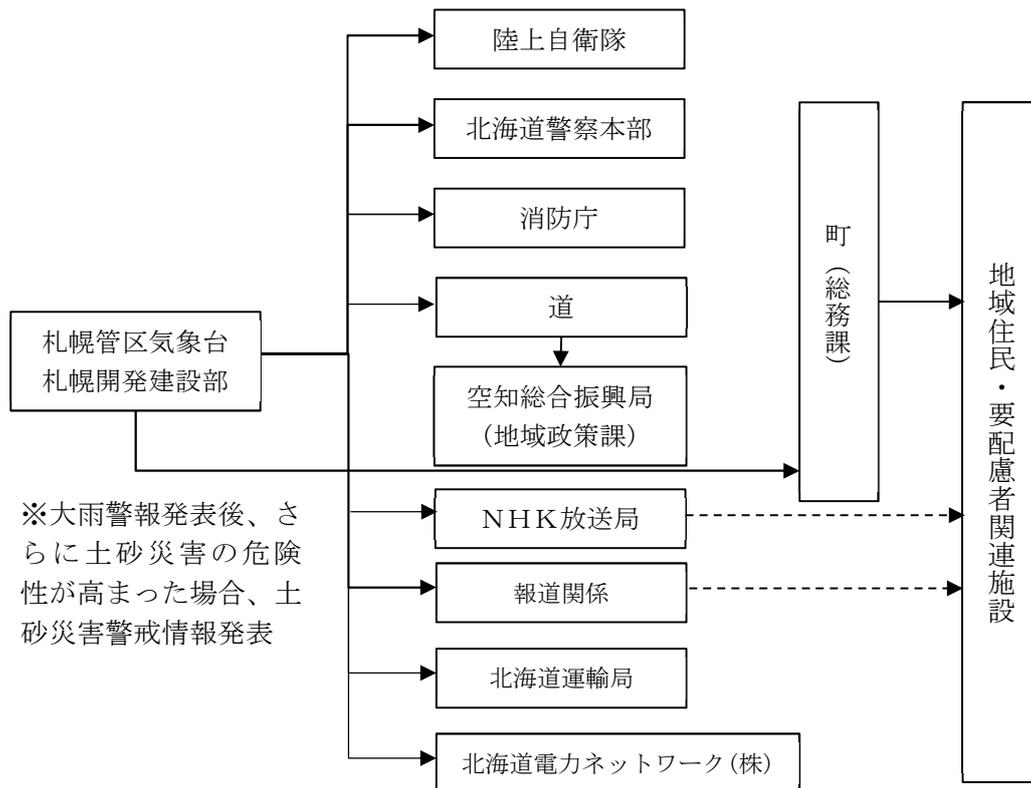


5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難等の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で発表される。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）（<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

図 土砂災害警戒情報伝達系統図



6 雨量情報、水位情報

(1) 予報基準地点と基準水位

町内を流れる石狩川の雨量、水位情報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」にて確認することができ、雨量情報、水位情報及び基準水位は、以下の通りである。

表 雨量観測地点

| 所轄区分 | 河川名 | 観測所名 | 観測地点（所在地） | 標高 | 種別 |
|---------|-------|------|--|--------|---------|
| 札幌開発建設部 | 雨竜川 | 雨竜橋 | 雨竜郡妹背牛町7区 (茜橋上流約160m) | 39.0m | テレメータ雨量 |
| 札幌開発建設部 | 尾白利加川 | 国領 | 雨竜郡雨竜町字上オシラリカ原野 348番地の8 (道道432号線国領橋付近) | 231.0m | テレメータ雨量 |
| 北海道 | 恵岱別川 | 恵岱別 | 雨竜郡雨竜町字桂の沢 1160番4 (桂沢橋地点) | 68.0m | テレメータ雨量 |
| 札幌管区气象台 | その他 | 雨竜 | 雨竜郡雨竜町字満寿 | 42.0m | テレメータ雨量 |

表 観測地点と基準水位

| 河川名 | 観測地点 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | 計画高水位 |
|-------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 石狩川 | 橋本町 | 23.20m | 24.60m | 26.50m | 27.00m | 28.15m |
| | 伏古 | 29.60m | 30.80m | - | - | 34.32m |
| | 妹背牛橋 | 37.90m | 39.00m | - | - | 40.89m |
| | 深川橋 | 48.30m | 49.30m | - | - | 49.81m |
| 雨竜川 | 雨竜橋 | 32.80m | 33.40m | 33.70m | 34.20m | 37.26m |
| | 北竜橋 | 36.80m | 38.10m | - | - | 40.45m |
| | 達布橋 | 43.10m | 43.90m | - | - | 46.31m |
| | 多度志 | 56.40m | 57.00m | 57.50m | 57.70m | 59.02m |
| 尾白利加川 | 尾白利加川 | 50.30m | 51.08m | - | 52.80m | 52.80m |
| 恵岱別川 | 恵岱別 | 63.85m | 64.76m | - | 65.86m | 65.86m |

図 洪水予報の標題（国土交通省 気象庁ホームページより）

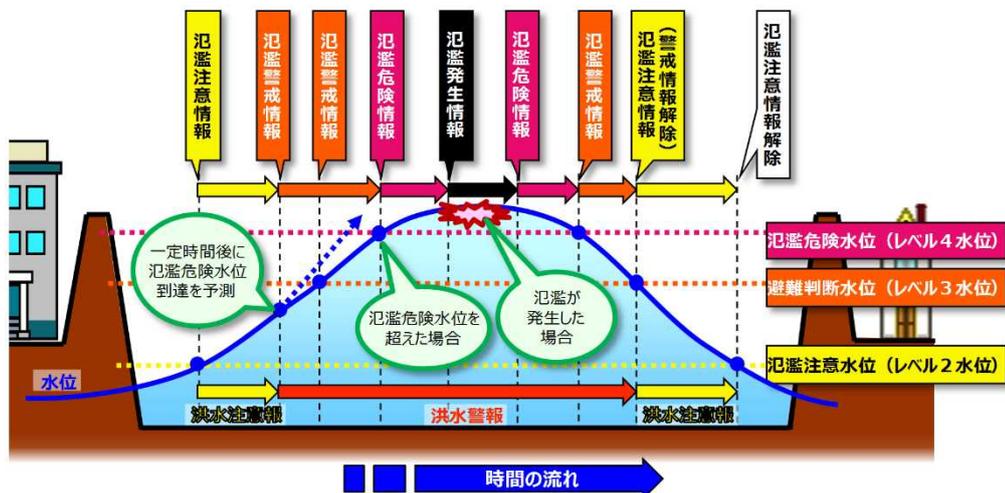


表 警戒レベルの種類

| 警戒レベル (相当情報) | 水位の名称 (予報の種類) | 発表基準 | 町、住民に求める行動 |
|-----------------|-------------------|--|--|
| 警戒レベル5 | 氾濫の発生 (洪水警報) | 氾濫の発生 | 住民の避難完了 |
| 警戒レベル4 | 氾濫危険水位 (洪水警報) | 氾濫危険水位に達したとき | 町長は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断 |
| 警戒レベル3 | 避難判断水位 (洪水警報) | 一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位レベルに到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 | 町長は避難準備、高齢者等避難開始の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意し避難を判断 |
| 警戒レベル2 | 氾濫注意水位 (洪水注意報) | 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 | 水防団出動 |
| 警戒レベル1 | 水防団待機水位 (発表なし) | | 水防団待機 |

7 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、気象官署から道に通報されるものである。

通報された道は、管内市町村長に通報するものとする。

ア 通報基準

| 発表官署 | 通報基準 |
|---------|--|
| 札幌管区気象台 | 札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 |

イ 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。

図 伝達系統



(2) 林野火災気象情報

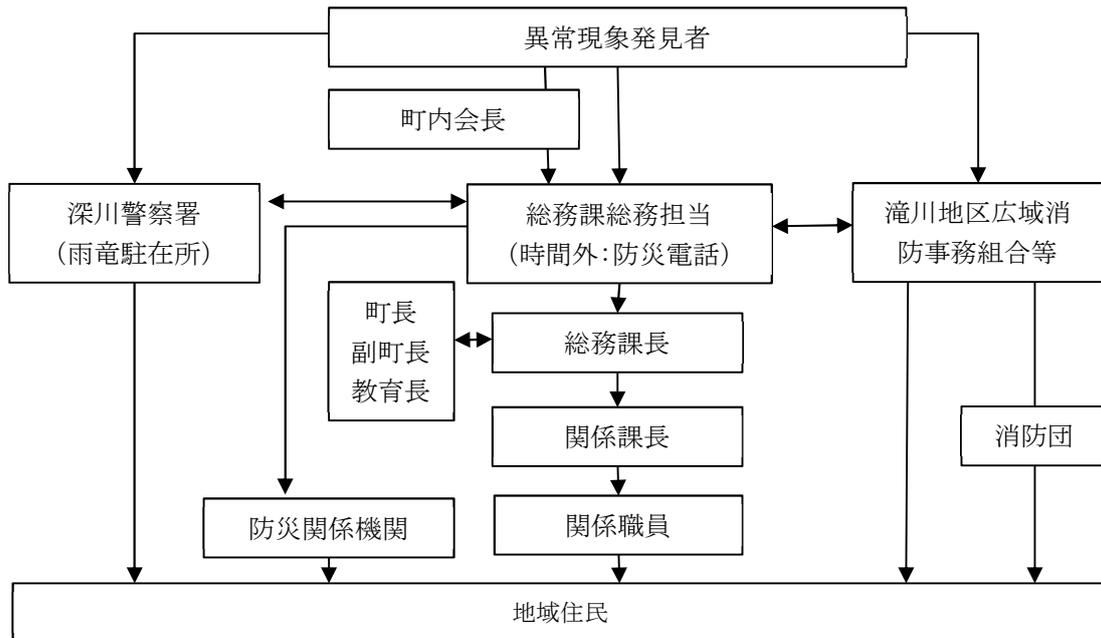
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章 第5節 林野火災対策計画」により実施するものとする。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、災害情報連絡系統図により速やかに町、深川警察署、滝川地区広域消防事務組合等に通報するものとする。

図 災害情報連絡系統図



2 町への通報

異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた場合は、災害情報連絡系統図によりただちに町（総務課総務担当）に通報するものとする。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への周知

- (1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、札幌管区气象台その他防災関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。
- (2) 防災関係機関への通報及び住民への周知は、災害情報連絡系統図によるものとする。

4 通報の取扱い

- (1) 発見者からの通報は、勤務時間外にあっては防災携帯電話等により総務担当者が受理し、総務課長に報告するものとする。
- (2) 総務課長は、発見者又は深川警察署若しくは滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署からの通報を受けたときは、町長又は副町長、教育長に報告するとともに事務処理にあたるものとする。

5 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡するものとする。
- (2) 災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。

空知総合振興局（地域創生部地域政策課）

- ・ 電 話（N T T回線） 0126-20-0033
（夜間、時間外 0120-307-4222)
- ・ F A X（N T T回線） 0126-25-8144
- ・ 総合行政情報ネットワーク（電 話）6-450-2191
（F A X）6-450-4893
- ・ 衛星携帯電話 080-2863-6905
- ・ 衛星携帯電話 080-2863-6906

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであるから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道及び市町村は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 重要警戒区域

第1 重要警戒区域

- 1 災害の発生が予想される災害危険区域は、次のとおりである。

表 重要警戒区域（箇所数）

| 区 分 | | 該当箇所数 | 備考 |
|--------------------------|------------|-------|---------|
| 水防区域 | | 28箇所 | |
| 北海道管理河川 | | 2河川 | |
| 土砂災害警戒区域 | | 4箇所 | 土石流 |
| 土砂災害特別警戒区域 | | 1箇所 | 急傾斜・土石流 |
| 危 山 険 地 地 災 区 害 | 崩壊土砂流出危険地区 | 15箇所 | |
| | 地すべり危険地区 | 1箇所 | |
| | 山腹崩壊危険地区 | 30箇所 | |
| 防災重点ため池 | | 3箇所 | |

2 町内における危険物貯蔵所等の所在は、次のとおりである。

表 危険物所在（箇所数）

| 区 分 | 該当箇所数 | 備考 |
|------|-------|----|
| 危険物等 | 19 箇所 | |

| | | |
|-------------|----------------------------|---------|
| 資料編〔災害危険箇所〕 | ・水防区域（資料10） | ・ P 2 0 |
| 資料編〔災害危険箇所〕 | ・地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（資料11） | ・ P 2 2 |
| 資料編〔災害危険箇所〕 | ・土石流危険溪流（資料12） | ・ P 2 2 |
| 資料編〔災害危険箇所〕 | ・山地災害危険地区（資料13） | ・ P 2 3 |
| 資料編〔災害危険箇所〕 | ・防災重点ため池（資料14） | ・ P 2 4 |
| 資料編〔災害危険箇所〕 | ・危険物の貯蔵及び取扱所等の所在一覧（資料15） | ・ P 2 6 |

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

職員及び一般住民に対する防災思想及び知識の普及、啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想及び知識の普及、啓発並びに防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町

(1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

(2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

(3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。

2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 公民館や農村環境改善センター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第3 普及・啓発の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用

- 6 広報車の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発を要する事項

- 1 町防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。

- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の減少、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 救難救助訓練
- (4) 情報通信訓練
- (5) 非常招集訓練
- (6) 総合訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

第3 防災会議が主唱する訓練

町及び道防災会議構成機関は、別に定める要領により共同して次の訓練を行うものとする。

1 防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱 道防災会議（振興局協議会）
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容 災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的、立体的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

災害通信訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施期間 防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、相互応援協定を締結している民間団体、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第6 自主防災組織等が行う訓練への支援

町は、町内の「北海道地域防災マスター」等の地域における防災リーダーと連携しながら、自主防災組織等が行う防災訓練への支援を行う。

第7 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画及びマニュアル等の充実に努めるものとする。

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時における住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄、調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備、備蓄に努める。

2 町は、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町が所管する備蓄倉庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------------|-----------------------|
| ○役場 大型車庫内防災倉庫【防災資材】 | 雨竜郡雨竜町字尾白利加 88 番地 124 |
| ○公民館 備蓄倉庫【救助物資】 | 雨竜郡雨竜町字満寿 33 番地 94 |

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 資料編〔物資・資機材〕 | ・雨竜町災害時備蓄計画及び防災資機材保有状況（資料16）・・・P28 |
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・各種協定等（資料47）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P202 |

第5節 相互応援、受援体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積、輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- 3 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を図り、初期消火活動や救出、救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設及び危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など、育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

(1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

(2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確、かつ、迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践できるように、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握し、町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自ら行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置もしくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町及び道は、「北海道地域防災マスター※¹」等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

※¹ 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。

なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう務めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 5 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 7 町は、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が緊迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適合である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

図 異常現象の種類による基準

| 異常な現象 基準 | | 崖崩れ 土石流 地滑り | 大規模な火事 | 洪水 | 内水氾濫 (※1) | 地震 |
|-------------------------------------|-----------|--|--------|----|--------------|---|
| 管理の基準 | | 居住使用者等に解放され、居住者等の受入用部分(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの | | | | |
| | | <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。 </div> | | | | |
| 施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準 | 構造 (A) | 想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a 2) | | | | 施設が地震に対して安全な構造なものとして地震に対する安全性に係る建築基準法(※2)に適合するもの(a 3) |
| | 立地 (B) | 異常な現象による、水圧、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上障害のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a 1) | | | | 当該場所又はその周辺に、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・構造物等がない |
| (A)・(B) いずれかに該当 | 立地 (B) | 安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある | | | | |

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

(北海道地域防災計画を参考に作成)

2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該緊急指定避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止や、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 指定避難所等の確保

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

| 項目 | 内 容 |
|----|--|
| 規模 | 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。 |
| 構造 | 速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。 |
| 立地 | 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。 |
| 交通 | 車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 |

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等をすすめるものとする。
 - (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等定めるよう努めるものとする。

- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に必要な変更を加えようとするときは、町長に届出を出さなければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止や基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた道知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4 避難場所についての住民及び施設管理者等への周知

町は、避難場所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民及び施設管理者等に対する周知徹底に努める。

1 避難場所の周知

避難場所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民及び施設管理者等に対する周知徹底に努める。

- (1) 避難場所の名称、所在地
- (2) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法、学校であれば児童生徒の保護者への連絡方法
- (2) 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- (3) 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

第5 町における避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市町村に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 自主防災組織及び住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第6 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7 良好な避難生活環境の確保等

1 施設の整備

避難場所として指定されている施設について、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等を活用し、施設のバリアフリー化の整備を促進する。

2 避難場所における備蓄等

住民は、食料や飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に必要不可欠であり、避難者は平常時から備蓄をするよう務め、避難場所へ避難する際には持参するよう心掛けるものとする。町は、災害が発生し、住民の長期的な避難生活及び避難場所開設中における備蓄品の不足に備え、避難場所における備蓄等の推進を図るものとする。

第8 避難場所運営マニュアルの作成

避難場所の運営が円滑に行えるよう、あらかじめ避難場所運営マニュアルを作成し、避難場所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にし、町職員以外の者でも、避難場所を運営できるようにわかりやすいマニュアルの整備に努めるものとする。

第9 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、町及び道は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「災害時要配慮者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を図る。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、市町村の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

なお、要配慮者の対象範囲については、「雨竜町災害時避難行動要支援者避難支援計画（資料47）」を参照することとする。

(3) 避難行動要支援者の名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には本人の同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

(5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に自主的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育や防災訓練を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切に行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なる事を踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取り扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めるものとする。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 町、道及び防災関係機関

町及び道は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対して、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時に停電の発生も想定し、情報の迅速かつ的確な情報収集、伝達を行うため、収集、伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。さらに、災害対策本部及び避難所間の通信手段についても整備検討するものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物防火の現状

町においては、市街地に人口が集中しているため、建築物の密集等により、火災の発生や延焼の拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する取組を行うこととする。なお、本町においては、都市計画法の適用外である。

第2 建築物対策の整備

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれ大きい。本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定はないが、防火の効果を高めることを目的として、建築物の不燃化対策を講ずる。

2 予防対策

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。

3 崖地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第11節 上下水道災害予防計画

上下水道施設の早期復旧を図るよう、施設の災害予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 実施責任者

西空知広域水道企業団（以下「企業団」という。）が実施する。

2 上水道施設の整備

企業団は、上水道施設の耐震性を強化し、断水区域を最小限にとどめ、かつ断水期間を短縮することを目的とし、被害箇所をできるだけ少なくするための施策を推進する。

3 災害時応急体制の整備

- (1) 給水車、配給用の容器等の応急給水資機材及び応急復旧工事に必要な資機材の整備を推進する。
- (2) 災害が予想される場合の応急復旧体制を整備するとともに、緊急対応マニュアル及びBCPの整備を推進する。
- (3) 災害時における地域住民の即応体制を図るための広報、啓発の強化を推進する。
- (4) 公益社団法人日本水道協会北海道支部との「災害時相互応援に関する協定」を締結し、応急体制の強化を推進する。

第2 下水道

1 実施責任者

町長が実施する。

2 下水道施設の整備

町は、下水道施設の耐震性を強化し、下水道施設の被害を最小限にとどめ、浸水災害等の被害を防止するため、下水道施設の整備を推進する。

3 災害時応急体制の整備

- (1) BCPを整備し、定期的に点検調査を実施する。
- (2) 応急復旧工事に必要な資機材の整備を推進する。
- (3) 防災関係機関及び他市町との応援協定を締結し、応急体制の強化を推進する。
- (4) 大雨災害による浸水に備え、可搬式ポンプの確保やマンホールの飛散防止等、浸水防止対策を推進する。

第12節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第1 消防体制の整備

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進する等、消防の対応力強化に努める。

第2 消防力の整備

町及び滝川地区広域消防事務組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模災害及び特殊災害に対応するための、高度な技術、資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

要請先一覧

| 要 請 先 | | | 協定締結年月日 |
|--------------|------|--------------|--------------------------------|
| 市町村等 | 担当窓口 | 電話番号 | |
| 歌志内市 | 消防本部 | 0125-42-3255 | 平成3年2月13日 (施行日) 平成3年4月1日 |
| 砂川地区広域消防組合 | 消防本部 | 0125-54-2196 | |
| 石狩北部地区消防事務組合 | 消防本部 | 0133-74-5119 | |
| 増毛町 | 消防本部 | 0164-53-2175 | |

第4 滝川地区広域消防事務組合消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「滝川地区広域消防事務組合消防計画」による。

なお、消防組織及び消防施設の現況については、次のとおりである。

| | | |
|-----------|---------------|-------|
| 資料編〔消防組織〕 | ・消防組織（資料5） | ・ P 6 |
| 資料編〔消防組織〕 | ・消防施設の現況（資料6） | ・ P 6 |

第13節 文教予防計画

災害の発生に備え、学校や保育園等の文教施設の災害予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第2 災害対策の検討

町内の文教施設は、立地や通学（園）する児童生徒の人数、年齢、通学（園）方法等が施設ごとに異なっている。そのため、施設ごとに立地や周辺環境、施設の規模を考慮した避難マニュアル、学校防災マニュアル等の作成といった災害対策の検討が必要であり、施設管理者はその整備に努める。

第3 文化財保護対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財（有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物など）の所有者並びに管理者は、平時から常に当該指定物件の保全、保護にあたる。

第14節 農林業予防計画

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるために、町、関係施設等の管理者が実施する施設整備等の予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 農林業施設等の予防対策

農林業用施設の管理者が行う災害予防対策は次のとおりとする。

1 農地及び農業用施設の予防対策

(1) 協力体制の整備

町は、農地、農業施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努めるものとする。また、災害時の対処を円滑に実施するため、きたそらち農業協同組合との協力体制の確保に努めるものとする。

(2) 農地、農業施設の災害防止

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止等の農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新及び補修、老朽ため池の補強、低地及び湿地地域等における排水対策、降雨時における農地の浸水対策等について、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生の未然防止を図るものとする。

(3) 施設等の点検

町は、農地、農業用施設の管理者と連携し、平常時から農地、農業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に務める。また、農地、農業用施設に係る洪水浸水想定区域等の災害リスクの周知に努めるものとする。

2 林地及び林業用施設の予防対策

(1) 協力体制の整備

町は、林地、林業用施設の管理者と連携し、風水害、山地災害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努めるものとする。

(2) 施設等の点検

町は、林地、林業用施設の管理者と連携し、平常時から林地、林業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるものとする。

第15節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画に定めるところによる。なお、水防法に基づく雨竜町水防計画は、この計画とは別に定める。

第1 重要水防区域

重要水防区域は、資料編 資料10のとおりである。

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「本章 第18節 融雪災害予防計画」による。

- 1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。
- 2 特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。
- 3 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。
- 4 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- 5 浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 浸水想定区域内に立地する要配慮利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、これらの施設の名称及び所在地
 - (5) 要配慮者利用施設所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理及び自営水防組織の構成員)への洪水予報の伝達方法
 - (6) 町は、本計画において定められた上記(1)～(3)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
 - (7) 町は、「水防法」に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共

の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するよう努めるものとする。

- 6 ゲリラ豪雨については、現状では予測が難しく、基準となる降雨強度等の定義は確立されていないため、暫定的に各雨量観測所雨量情報を活用し、記録的豪雨に関する警報発令、又は1時間の雨量が60mm程度以上が10分間以上継続した場合(10分間で10mm程度以上)には、緊急事態として、要配慮者対策に向けた体制の構築、町域の浸水危険箇所の通行止め等の措置をとることとする。

なお、6～9月頃にかけて発生する前線や低気圧等による大雨又は局地的な豪雨(集中豪雨等)については、発生時の雨水流出抑制として、あらかじめ次のような対応を図ることとする。

- (1) 集中豪雨等に対して、治水対策による整備のみでは、効果的な浸水抑制が見込めない場合も考えられるため、多様な主体と連携し、効率的に浸水被害の最小化を図る事とする。
- (2) 水田等においては、集中豪雨等の際、洪水被害を軽減、又は抑制するために、水田等から雨水をゆっくり排水する等、田んぼダム(※1)による河川への排水量の集中を避けるために、農業従事者及び関係団体等へあらかじめ協力を要請することとする。

(※1) 田んぼダム

田んぼがもともと持っている水を貯める機能(貯留機能)を利用し、大雨が降ったときに田んぼに一時的に水を貯めることで、洪水被害を軽減する取り組み。

第3 水防計画

本節に定めるもののほか、水防法に基づく水防計画について必要な事項は、別に定める雨竜町水防計画による。

第16節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施するほか、災害時においてきたそらち農業協同組合との連携を構築することとする。

第2 竜巻予防の啓発及び普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発及び普及を行う。

- 1 竜巻からの身の守り方
 - (1) 屋内にいる場合
 - ア 窓を開けない
 - イ 窓から離れる
 - ウ カーテンを引く
 - エ 雨戸、シャッターを閉める
 - オ 地下室や建物の最下階に移動する
 - カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
 - キ 部屋の隅、ドア、外壁から離れる
 - ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る
 - (2) 屋外にいる場合
 - ア 車庫、物置、プレハブを避難場所にしない
 - イ 橋や陸橋の下に行かない
 - ウ 近くの頑丈な建物に避難する
 - エ 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る
 - オ 飛来物に注意する

第3 分野別対応策の検討

1 農作物、農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風、突風、竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発及び普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- (1) 瞬間風速 50m/s 以上に耐える耐候性ハウスの設置
- (2) 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- (3) 農作物等に対する被害への対応の検討

2 住宅分野

被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第17節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪及び雪崩等の災害（以下「雪害」という。）に対処するための予防対策は、「北海道雪害対策実施要綱」を準用するほか、この計画に定めるところによる。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪時における消防体制を確立すること。
- 5 雪害時に適切な避難勧告・指示（緊急）ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料の供給対策
 - (2) 医療対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害や溢水災害等に十分配慮し設定すること。

第2 予防対策

1 除雪路線実施区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。

- (1) 一般国道は、北海道開発局が行う。
- (2) 道道は、道が行う。
- (3) 町道は、町が行う。

2 除雪作業の基準

(1) 北海道開発局

| 種類 | 除 雪 目 標 |
|-----|-----------------------------------|
| 第1種 | 昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。 |
| 第2種 | 2車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。 |
| 第3種 | 1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。 |

(2) 道

| 種類 | 標準交通量 | 除雪目標 |
|-----|------------------------|--|
| 第1種 | 1,000台/日以上 | 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時には、極力2車線確保を図る。 |
| 第2種 | 300台/日以上 1,000台/日未満 | 2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時等においては、極力1車線以上の確保を図る。 |
| 第3種 | 300台/日未満 | 2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で退避所を設ける。 異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。 |

(3) 町

町道の除雪は、年度ごと定める雨竜町除排雪計画に基づくほか、次の要領で実施するものとする。

ア 除雪業務の出動は、10cm以上の降雪があった場合又は風雪により道路が塞がり交通に支障がある場合としとする。ただし、吹雪等で視界が悪いときは、この限りではない。

イ 豪雪時の除雪については、除雪優先路線を優先して行う。

3 対策実施目標

雪害対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」を参考に、次のとおり設定する。

(1) 第1次目標

期間 10月中旬

目標 除雪機械車両等の整備点検

(2) 第2次目標

期間 11月から3月まで

目標 降雪等雪害に対処する除雪、排雪の推進

4 排雪作業

(1) 道路管理者は、一般交通が著しく支障を来している場合に排雪作業を実施するものとする。

(2) 排雪作業に伴う雪処理については、雪捨場へ搬入によるものとし、特に次の事項に留意するものとする。

ア 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の退避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

イ 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の下流能力の確保に努め、水があふれたりしないよう十分配慮するものとする。

5 警戒体制

- (1) 町は、気象官署の発する予警報及び現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、本計画に定める非常配備体制に入るものとする。
- (2) 町は、雪害発生時における避難、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を事前に検討しておくものとする。

第3 避難救出対策

雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は、防災関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じるものとする。

第4 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪、積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民の互助により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、雪崩危険箇所や降積雪時の適切な活動について、啓発及び普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えることとする。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においては、特に東西を横断する道路で、視界不良による運転の危険や吹き溜まりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止にむけた普及、啓発を行うこととする。

1 住民への普及、啓発事項

- (1) 雪崩危険箇所
- (2) 雪害に関する警報、注意報等に対する知識
- (3) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- (4) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (5) 雪下ろしの際の転落防止への注意

2 暴風雪等による被害防止にむけた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) やむを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。

ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して外出する。

イ 地吹雪などにより、運転をされていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。

ウ 避難できる場所や救助を求められる人家が無い場合は、消防や警察に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

第5 地域ぐるみによる除雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除雪体制づくりを促進し、地域実情に応じた地域ぐるみによる除雪活動を積極的に推進し、地域に生活道路の確保を図るものとする。

第18節 融雪災害予防計画

融雪による河川等からの出水の災害（以下、「融雪災害」という。）に対処するための予防対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」を準用するほか、この計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示（緊急）ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 融雪出水に際し、地域住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては札幌管区气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 融雪出水対策

(1) 町は、本章 第1「災害危険区域及び整備計画」に定める重要警戒区域及び他地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア 町及び滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

ウ 町長及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びびじん芥等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

エ 町は、被災地における避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 雪崩等対策

- (1) 道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所については、パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) 崖地等の管理者は、崖崩れ及び地滑りの発生が予想される箇所については、パトロールを強化するものとする。

4 交通の確保

- (1) 町長及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 町長及び道路管理者は、積雪、捨雪及びじん芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 広報活動

町及び防災関係機関は、融雪災害に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第3 応急対策

防災関係機関は、融雪災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第19節 土砂災害予防計画

土砂災害等の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

- 1 町内には、土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は無い。
- 2 危険箇所は、本章 第1「重要警戒区域」の定めによる。

第2 予防対策

1 土砂災害危険箇所の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒退避体制の整備を行い、地域住民及び防災関係機関に周知徹底を図るものとする。

2 土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害危険箇所の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制整備に努めるものとする。

(1) 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難態勢を確保しなければならない。そのためには、土砂災害危険箇所の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への速やかな通報方法等について普及周知を図るものとする。

(2) 警戒避難態勢の活動

| 土砂災害に関する気象情報等 | 活動内容 |
|---------------------------------------|---|
| 大雨注意報 | (1) 情報収集 (2) 警戒活動準備 |
| 大雨警報（土砂災害） | (1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 避難準備・高齢者等避難開始の発令判断 |
| 土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報 | (1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 危険箇所を重点に巡視活動を強化 (3) 避難場所の開設準備 (4) 避難勧告の発令判断 |
| 土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合 | (1) 自主避難の広報 (2) 避難指示（緊急）の発令判断 (3) 避難場所の開設 (4) 応急対策の準備 |

3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった場合に、町長が防災活動や地域住民等へ避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うことや地域移住民の自主避難の判断等の参考となるよう、空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区气象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生の危険度を降雨予報に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、降雨から予測可能な土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区气象台が協議して行う。

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険度（CL））に達した場合

イ 解除基準

降雨の状況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合。

(3) 情報収集及び伝達体制

土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制は、第5章 第1節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

4 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、地域住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断するものとする。

避難勧告等の発令基準

| 警戒レベル | 区分 | 発令基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。) | 対象区域 (土砂災害箇所内の住家等を基本とする。) |
|--------|-------------------|---|---|
| 警戒レベル3 | 高齢者等避難開始 避難準備・ | <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 巡視活動から、土砂災害の切迫性があると判断したとき | 北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（濃紫・薄紫又は赤） |
| 警戒レベル4 | 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき | メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（濃紫…薄紫及び周辺の赤） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 巡視活動から、土砂災害の切迫性があると判断したとき 土砂災害の前兆現象（湧き水及び地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき | 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 (土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。) |
| 警戒レベル5 | 避難指示 (緊急) | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたおり、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき | メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（濃紫・薄紫）のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：〇〇町北部付近）及びその周辺の地域 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生したとき | 当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域 (土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。) |

5 避難勧告等の発令対象地域

地すべり危険箇所、急傾斜地危険箇所及び土石流危険溪流等予想区域及びその区域の整備計画は、次のとおりである。

| | | |
|-------------|---------------------------|---------|
| 資料編〔災害危険箇所〕 | ・地すべり危険区域、急傾斜地等危険箇所（資料11） | ・ P 2 2 |
| 資料編〔災害危険箇所〕 | ・土石流危険溪流（資料12） | ・ P 2 2 |

6 避難場所の開設、運営

避難場所の開設、運営に関しては、第5章第4節第9「指定緊急避難場所の開設」及び第5章第4節第11「避難場所の運営管理等」に準ずる。

7 防災意識の向上

土砂災害危険箇所や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法等を記載したハザードマップを作成し、地域住民の土砂災害に対する知識等の向上を図るものとする。

8 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりや崖崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるおそれがあるため、次のとおり土砂災害防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 地すべり、崖崩れ等防止対策

地域住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難態勢に関する事項について定めるものとする。また、定期的に点検を行うものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地及び斜面の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難、不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）等の周知、啓発を図るものとする。

(2) 山地災害防止対策

町が行う災害予防対策は次のとおりとする。

ア 山地防災ヘルパーの活用

町は、山地災害に対する的確かつ早急な対応を推進するため、道が認定する山地防災ヘルパーによる地域に密着した山地災害等の情報をもとに、緑地等の保全に努める。

イ 山地災害の把握と二次災害防止措置

山地防災ヘルパーの活動は、山地災害の原因となる異常兆候を把握し、山地の災害や治山施設の被災状況及び二次災害の防止のための監視を行っていることから、町は、これらの山地防災ヘルパーの活用や道との連携により、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適切な指導を行う。

ウ 山地災害危険地区の周知

町は、地域住民に対し、山地災害危険地区の周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努める。

(3) 土石流予防計画

地域住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定め、定期的に点検を行うものとする。

さらに、危険区域の地域住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知、啓発を図るものとする。

第20節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、道や防災関連機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- (1) 除雪体制の強化
 - ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
 - イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
 - ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
 - イ 道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。
- (3) 雪上交通手段の確保

町は、積雪時においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送等に必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努めるものとする。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(毛布、スノーダンプ、スコップ等)の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難場所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定締結などにより必要な台数の確保に努める。

3 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期化した場合の対策を検討する。

第21節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するための対策は、次のとおりである。

第1 予防対策

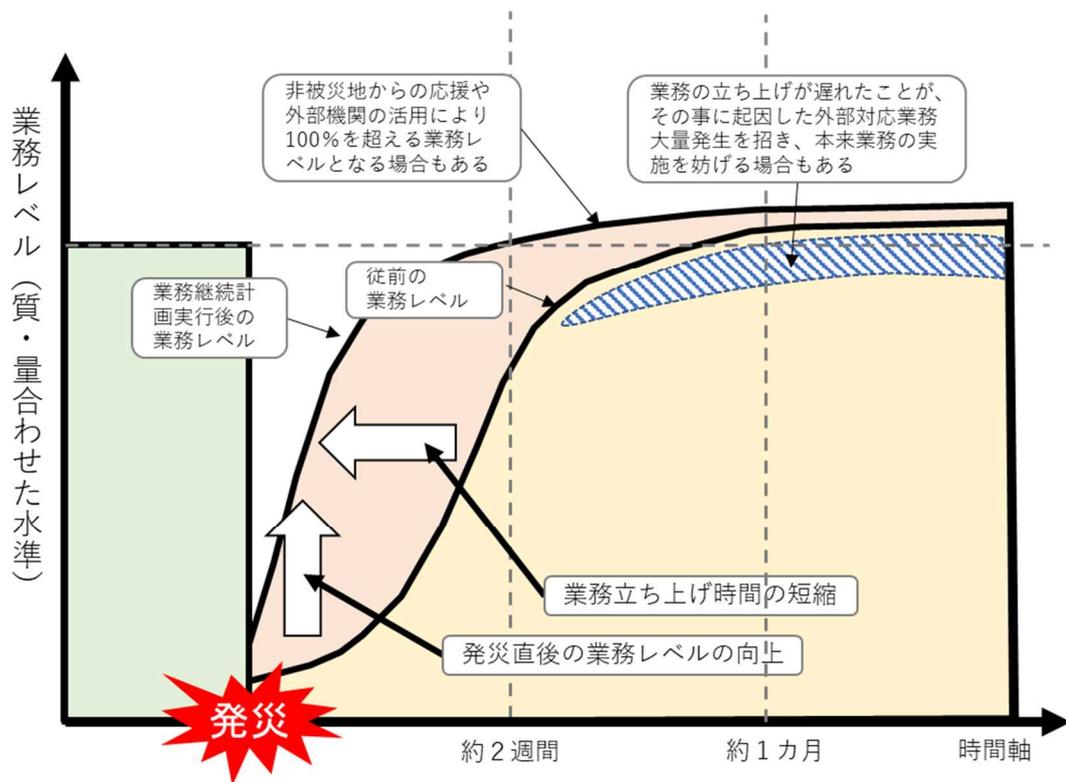
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることを留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実及び防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。（「第4章 第2節 防災訓練計画 第7 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第22節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持、継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保等を規定したものである。



（北海道地域防災計画を参考に作成）

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持、継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代位順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ及びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続等災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時及び非常時に優先度の高い業務の維持、継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定、運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の本部機能等の確保

町は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信施設や自家発電装置等主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、本計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムの構築に努める。

1 町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。
- (2) 町長は、気象等特別警報、警報、注意報及びに災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害時の内容及び通報の時期

(1) 本部の設置

ア 本部を設置したときは、その設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、上記アの通報を受けたときは、災害情報等について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により空知総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 本部等の設置・・・・・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 国への通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁）へ報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき空知総合振興局長に報告するものとし、道知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防長官）」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

ただし、町長は、「火災・災害等即報要領」に定める第2「即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

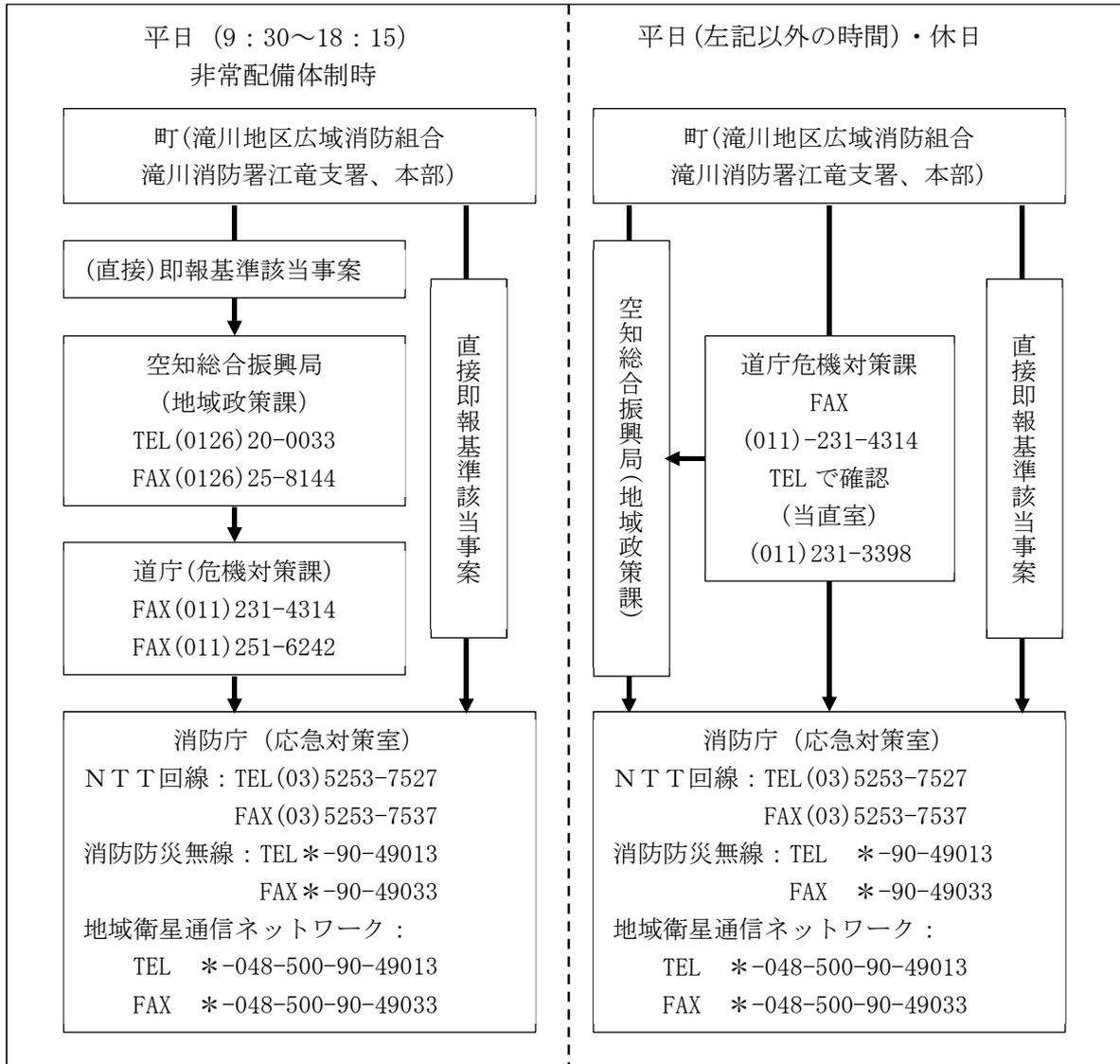
4 情報の分析整理

町は、被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

消防庁への直接即報基準

| 区 分 | | 直 接 即 報 基 準 |
|-----------|-----------|---|
| 火災等即報 | 交通機関の火災 | ○列車、自動車の火災で次に掲げるもの。 ア トンネル内車両火災 イ 列車火災 |
| | 危険物等に係る事故 | ○死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5人以上発生したもの ○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの |
| 救急・救助事故即報 | | ○死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。 ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの |
| 武力攻撃即報 | | ○武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 |
| 災害即報 | | ○被害の有無は問わず、当該市町村の区域内で震度5強以上の地震を記録したもの |

災害情報等連絡系統図



※ 閉庁時の連絡方法と連絡先について、町（滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署）は道庁危機対策課（当直室）に報告様式をファクシミリで送信するとともに、電話によりファクシミリ到着を確認する。

| | | |
|------------|---------------------------|-----------|
| 資料編〔応急・復旧〕 | ・被害状況判定基準（資料29） | ・ P 7 6 |
| 資料編〔様式〕 | ・災害情報（別紙第1号様式） | ・ P 2 6 2 |
| 資料編〔様式〕 | ・被害状況報告（速報・中間・最終）（別紙2号様式） | ・ P 2 6 4 |

第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧の対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信業者より提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。
なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急通話の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータがでたら、

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

非常扱いの電報及び機関等

| 通 話 の 内 容 | 機 関 等 |
|---|--|
| 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの | 気象機関相互間 |
| 2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項 | 水防機関相互間 消防機関相互間 水防、消防機関相互間 |
| 3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項 | 消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間 |
| 4 交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 | 輸送の確保に直接関係がある機関相互間 |
| 5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 | 通信の確保に直接関係がある機関相互間 |
| 6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項 | 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間 |
| 7 秩序の維持のため緊急を要する事項 | 警察機関相互間 防衛機関相互間 警察と防衛機関相互間 |
| 8 災害の予防又は救援に必要な事項 | 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と上記各欄に掲げる機関との間 |

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の関係機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

緊急扱いの電報内容及び機関

| 通 話 の 内 容 | 機 関 等 |
|---|---|
| 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの | 気象機関相互間 |
| 2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 | (1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（上記アの8に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と上記(1)の機関との間 |

| 通 話 の 内 容 | 機 関 等 |
|--|---|
| 3 治安の維持のため緊急を要する事項 | (1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間 |
| 4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を有する事項 | 選挙管理機関相互間 |
| 5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの | 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間 |
| 6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項 | (1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体（前記の第2の2(4)アの表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間 |

新聞社等の基準

| 区 別 | 基 準 |
|---------|---|
| 1 新聞社 | 次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されていること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(公告を除く。)をいう。)を供給することを主な目的とする通信事業者 |

電報サービス契約約款(平成11年東企営第99-2号)より引用(別表11)

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、資料20とおおりである。

4 専用通信施設

(1) 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(2) 警察の通信施設

ア 警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、パトカー等の移動局を経て行う。

(3) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本店及び北海道電力ネットワーク株式会社本店、支店、ネットワークセンター等を経て行う。

(4) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の(1)から(3)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局及びアマチュア無線局等による通信を利用して行う。

5 通信途絶時等における連絡方法

上記1から4までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずるものとする。

また、北海道総合通信局では、町が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているため、その利用も検討することとする。

[連絡先] 総務省北海道総合通信局防災対策推進室(直通電話)011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 町の広報

町は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、総務課長がこれに当たる。

(2) 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報、資料を提供し協力する。

ア 災害の種別、名称及び発生年月日

イ 災害発生の場所又は被害激甚地域

ウ 被害状況

エ 町における応急対策の状況

オ 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請

カ 本部の設置又は廃止

キ 救助法適用の有無

(3) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行うものとする。

(ア) 防災行政無線の利用

(イ) 防災情報システムのメールサービス

- (ウ) 町広報車等の利用
- (エ) 町ホームページの利用
- (オ) チラシ等印刷物の利用
- (カ) 新聞、テレビ及びラジオの利用
- (キ) 町広報紙の利用

イ 広報事項の内容

- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
- (イ) 災害応急対策とその状況
- (ウ) 災害復旧対策とその状況
- (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要な事項

(4) 庁内連絡

町は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送、庁内 LAN 及び携帯メール等を利用して本部職員に周知する。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所、法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日、性別、照会理由等を明らかにさせて行く。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする

安否情報の提供範囲

| | 照会者と照会に係る被災者との間柄 | 照会に係る被災者の安否情報 |
|---|--|--|
| ア | ・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) | ・被災者の居所 ・被災者の負傷又は疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| イ | ・被災者の親族（上記アに掲げるものを除く） ・被災者の職場の関係者 | ・被災者の負傷又は疾病の状況 |
| ウ | ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められるもの | ・被災者について保有している安否情報の有無 |

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供できるものとする。

2 安否情報を回答するにあたっての対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画に定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条）

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難所等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 町長は、(1) 及び (2) の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局を通じて道知事に報告を行うこととする（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（町長）は、洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するとともに、深川警察署長にその旨を報告する。

3 知事又はその命を受けた職員（基本法第60条・72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(1) 道知事（空知総合振興局長）又は道知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、道知事（空知総合振興局長）は、洪水、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

(2) 道知事（空知総合振興局長）又は道知事の命を受けた職員は、災害発生により、町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により、必要な輸送手段の確保の要請があった場合は本章第14節「輸送計画」の定めるところにより防災関係機関に協力要請する。

4 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(1) 警察官は、1の(2)により、町長から要請があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行い、避難のための立退きを指示する場合には必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができるものとする。その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

(1) 住民の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

(2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

(4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

(5) 住民への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町長、道知事（空知総合振興局長）、深川警察署及び自衛隊は、法律又は本計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

町は、避難のための立退き勧告、指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関とのホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

3 協力、援助

町長が行う避難措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第3 避難の勧告、指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難準備・高齢者避難等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線（移動局を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急即報メール機能含む。）、ワンセグ等あらゆる手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 周知内容

- (1) 避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項
 - ア 携行品は、必要最小限にする。
(食料・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等)
 - イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、器具消火、ガスの元栓を閉め、電気ブレーカ等の火気危険物等の始末を徹底し、火災が発生しないようにする。
 - ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

| 警戒レベル | 住民がとるべき行動 | 住民に行動を促す情報 |
|--------|---|--------------------------------|
| | | 避難情報等 |
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 | 災害発生情報 ^{※1} |
| 警戒レベル4 | 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。 | 避難勧告 避難指示（緊急） ^{※2} |
| 警戒レベル3 | 高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 | 避難準備・高齢者等避難開始 |
| 警戒レベル2 | 避難に備え自ら避難行動を確認する。 | 洪水注意報 大雨注意報 |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。 | 早期注意情報 |

2 周知方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。場合によっては、2つ以上の方法を併用するものとする。

(1) 防災行政無線による伝達

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線により伝達する。

(2) 広報車による伝達

町、滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署、深川警察署等の広報車等を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(3) ラジオ、テレビ放送等による伝達

放送局各社（コミュニティFM局を含む。）に対し勧告、指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(4) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、公共交通機関、事業所等に連絡する。

(5) 伝達員による個別伝達

避難勧告等が夜間、停電時、防風雨のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達するものとする。

(6) 町内会等への伝達依頼

町内会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(7) 避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号によるものとする。

表 危険信号

| 区分 | 方法 | サイレン | 摘要 |
|------------------|----|-----------------------|-----------------------------------|
| 危険信号 (避難・立退き) | | —○—休止—○— 1分—5秒—1分— | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。 |

(8) メール、SNSによる伝達

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、メール、SNSによる伝達を行う。

3 避難勧告等の発令基準

避難準備情報又は避難の勧告・指示の基準は、次のとおりとする。

資料編〔条例・協定等〕 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（資料41）・・・・・・・・・・P141

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員及び消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。また、町職員、消防職員及び消防団員、警察官等避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 避難経路の設定

町は、避難に当たって地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

- (1) 避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
- (2) 避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のないできる限り安全なルートを設定する。
- (3) 避難経路には火災、爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。

- (4) 避難経路は2箇所以上の複数の経路を選定する。
- (5) 避難経路は原則として相互に交差しない。
- (6) 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

3 避難方法

(1) 小規模な場合

ア 避難は、各戸単位に行くことを原則とするが、必要に応じて、町内会単位、又は町内会各班単位で行う。

イ 避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合や車両による集団輸送が必要と認められる場合は、本章第14節「輸送計画」を準用する。

(2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道（空知総合振興局）に対し応援を求めて実施する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）へ移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助指導を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7 被災者の生活環境の整備

町は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第9 指定避難所の開設

1 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

2 町は、要配慮者のため福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

3 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

第10 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、及び避難場所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- 2 町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- 3 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- 4 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 5 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 6 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。この際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- 7 町は、避難の長期化に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 8 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースについて、道から避難所における家庭動物のためのスペース確保についての指針等の助言、支援を受けながら家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。
- 9 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- 10 町及び道は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- 11 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況等、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境の提供に努めるものとする。
- 12 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 13 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所設定の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 14 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

第11 避難場所の周知方法

町は、住民に対し、平常時から広報紙及びハザードマップ等を活用し住民に周知する。

| | | |
|------------------------|----------------------|-------|
| 資料編〔避難場所・要配慮者施設・医療機関等〕 | 避難場所（資料17）・・・・・・・・・・ | P 3 6 |
|------------------------|----------------------|-------|

第12 避難場所の開設状況の記録

町は、避難場所における収容状況及び本章第18節「衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

第13 道（空知総合振興局）に対する報告

- 1 町長が、避難の勧告・指示（緊急）を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して道知事（空知総合振興局長）に報告する。
 - （1）発令者
 - （2）発令日時
 - （3）発令理由
 - （4）避難の対象区域
 - （5）避難先
- 2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して道知事（空知総合振興局長）に報告する。
 - （1）避難場所の開設の日時、場所及び施設名
 - （2）開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）
 - （3）炊き出し等の状況

第14 関係機関への連絡

町長が避難の勧告、又は指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡するものとする。

- （1）深川警察署に連絡し、必要に応じて協力を求めるものとする。
- （2）避難場所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求めるものとする。

第15 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- （1）町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときには、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、道知事に助言を求めるものとする。
- （2）道内広域一時滞在を協議しようとするときは、町長は、あらかじめ空知総合振興局長を通じて道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は協議開始後、速やかに道知事へ報告する。
- （3）町長又は道知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。なお、協議先市町村長は必要に応じて、道知事に助言を求めるものとする。
- （4）町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、道知事に報告する。
- （5）町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、道知事に報告する。

(6) 道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

(1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道知事に対し他の都府県知事に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。

(2) 町長は、道知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

(3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び防災関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

第1 応急措置

1 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第 62 条）
- 2 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第 17 条及び第 21 条）
- 3 消防長、消防署長等（消防法第 31 条）
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第 77 条）
- 5 道知事（基本法第 70 条）
- 6 警察官等（基本法第 63 条第 2 項）
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第 80 条）

第2 町の応急措置（基本法第 62 条）

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 町等の実施する応急措置

1 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第 64 条第 1 項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用するものとする。この場合において、基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

（1）応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を雨竜町公告式条例（昭和 26 年条例第 20 号）を準用して、役場前の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、この節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）
- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第27条）
- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- (4) 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

3 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）
- (2) 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させるものとする。（水防法第24条）
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10）
- (5) 町長は、上記（1）から（4）までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったとき

は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(基本法第84条第1項)

第4 警戒区域の設定

1 町長 (基本法第63条、地方自治法第153条)

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防職員又は消防団員 (消防法第28条)

火災又は水災を除く他の災害現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定めるものに対して、当該区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 (水防法第21条第1項)

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 警察官 (基本法第63条第2項、消防法28条36条、水防法第21条第2項)

(1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(2) 警察官は、火災(水災を除く他の災害に準用する。)の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要望があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者、その他総務省令で定める者以外に対して、その区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防職員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

(3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場合において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への出入を禁止若しくは制限、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (基本法第63条第3項)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官

は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知するものとする。

第5 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本章第36節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、道知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

1 派遣要請権者

道知事（空知総合振興局長）

2 要請先

空知総合振興局地域創生部地域政策課

3 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権である道知事（空知総合振興局長）に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は、前項によりの要請手続により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

なお、緊急の場合の連絡先は、次のとおりである。

| 部隊名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|-------------|-----------------------------|
| 陸上自衛隊第2師団 | 旭川市春光町国有無番地 | 0166-51-6111 内線 2793 (業務課内) |

4 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 受入れ準備の確立

道知事(空知総合振興局長)から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

イ 連絡職員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たらせるものとする。

ウ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

イ 道知事(空知総合振興局長)への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を道知事(空知総合振興局長)に報告するものとする。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

ウ 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じて防災関係機関に伝達するとともに、町において

も災害情報を自衛隊に提供するものとする。

(3) 経費

ア 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

- (ア) 資材費及び機器借上料
- (イ) 電話料及びその施設費
- (ウ) 電気料
- (エ) 水道料
- (オ) くみ取料

イ その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（障害物等の除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

第3 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請、通報手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集、連絡体制の確立に努めるものとする。

2 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、派遣部隊の指揮官と密接な連絡調整を行うものとする。

第4 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第5 自衛隊との連携強化

町長は、災害派遣要求の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって道知事（空知総合振興局長）に対しその旨を報告するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その文書を提出するものとする。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち広域一時滞在については、本章第4節第15「広域一時滞在」による。

第1 道、市町村間の応援・受援活動

1 道からの職員の派遣

道知事は、災害の状況に応じて、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言及び提案を行うため、職員を派遣することができる。

2 応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援、受援の実施を図る。

3 基本法による応援

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、道知事（空知総合振興局長）及び他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、不当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

第2 消防機関（滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署）

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「北海道緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

| | | |
|-------------|--------------------------|-----------|
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・緊急消防援助隊北海道応援等実施計画（資料38） | ・ P 1 1 7 |
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・北海道緊急消防消防援助隊受援計画（資料39） | ・ P 1 2 4 |
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・各種協定等（資料47） | ・ P 2 0 2 |

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町は、災害が発生し、迅速な救急、救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき道知事に対し要請を行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

また、自衛隊に対する要請は、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」による。

2 要請方法

道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

・TEL：011-782-3233 ・FAX：011-782-3234

・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長（滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署）は、道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、空知総合振興局にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出するものとする。

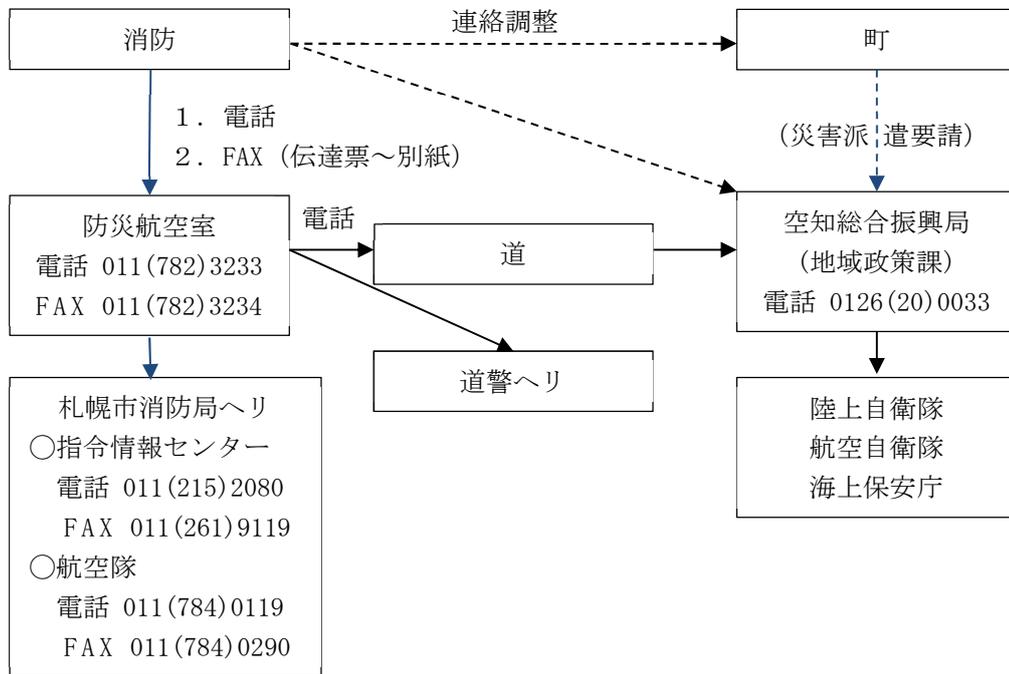
ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

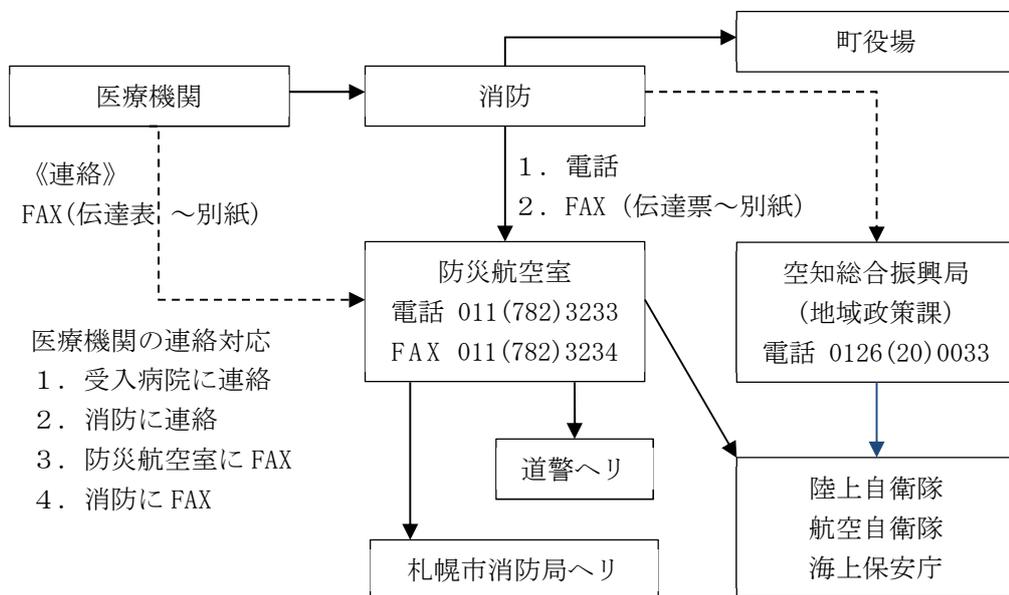
(3) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

消防防災ヘリコプター運航系統図（消防関係業務）



消防防災ヘリコプター運航系統図（救急患者の搬送）



6 離着陸場の確保

町長は、安全対策等の措置が常時なされている場合、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

7 安全対策

町長は、ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

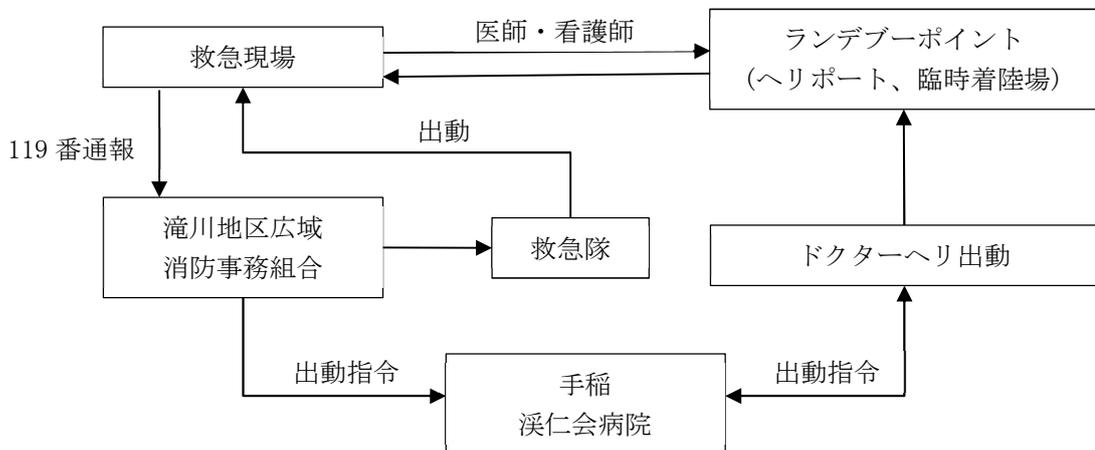
| | | | |
|-------------|--------------------------------------|-------|------|
| 資料編〔通信・輸送〕 | ・ヘリコプター離着陸可能地（資料24） | ．．．．． | P70 |
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・北海道消防防災ヘリコプター運行管理要綱（資料42） | ．．．．． | P180 |
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料43） | ．．．．． | P185 |
| 資料編〔条例・協定等〕 | ・各種協定等（資料47） | ．．．．． | P202 |

第4 ドクターヘリの要請

1 要請基準

119番通報を受報した滝川地区広域消防事務組合又は現場に出動した救急隊が救急現場で「消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準」又は「ドクターヘリ要請基準」を基準とし、「ドクターヘリ要請時のキーワード」を参考として、医師による早期治療を要する症例と判断した場合にドクターヘリの要請を行う。

2 要請方法（ドクターヘリ運用の流れ）



| | | | |
|------------|-----------------------------|-------|-----|
| 資料編〔通信・輸送〕 | ・ドクターヘリ緊急離発着場（資料25） | ．．．．． | P71 |
| 資料編〔通信・輸送〕 | ・消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準（資料27） | ．．．．． | P73 |
| 資料編〔運輸・輸送〕 | ・ドクターヘリ要請基準（資料28） | ．．．．． | P75 |
| 資料編〔運輸・輸送〕 | ・ドクターヘリ要請時のキーワード（資料29） | ．．．．． | P76 |

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に実施する。

また、被災地の住民等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町（滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関等に収容する。

2 深川警察署

深川警察署は、被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

第2 他機関への救出要請

町長は、救助力が不足する場合には、隣接市町村長、道知事（空知総合振興局長）等に応援を求めるものとする。また、大規模災害が発生し、救出の実施が困難な場合は、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、道知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

第3 救出対象者

被災地域における救助救出活動を実施するときは、災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地滑り等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

第4 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び深川警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第5 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録するものとする。

| | | | |
|---------|-----------------------|------------|------|
| 資料編〔様式〕 | ・救助種目別物資受払簿（別記第33号様式） | ・・・・・・・・・・ | P302 |
| 資料編〔様式〕 | ・被災者救出状況記録簿（別記第34号様式） | ・・・・・・・・・・ | P303 |

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - （1）トリアージ
 - （2）傷病者に対する応急処置及び医療
 - （3）傷病者の医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
 - （4）助産救護
 - （5）被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - （6）被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT））
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - （1）傷病者に対する精神医療
 - （2）被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 実施責任者

町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、道知事の委任により町長が実施するほか、道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第3 医療救護活動の実施

1 町が実施する医療救護活動

- （1）町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し医療救護に当たる。また、災害の状況に応じて医師会等の関係機関に協力を要請するものとする。ただし、救助法が適用された場合は、道知事が実施し、町はこれに協力するものとする。

要請する場合は、次の項目を通知するものとする。

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材

エ その他必要な事項

- (2) 町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
- (3) 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 医療救護の対象者

(1) 対象者

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- イ 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

町は、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、直ちに医師、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるものとする。

3 救護所の設置

町長は、災害状況に応じて公共施設等を利用し、又は指定避難所に併設して臨時の医療救護所を設置し、被災者の医療に当たるものとする。

第4 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT)

救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT) の移動手段については、それぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として滝川地区広域消防事務組合消防本部が実施する。

ただし、滝川地区広域消防事務組合消防本部の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。ドクターヘリの派遣については、本章第8節第4「ドクターヘリの要請」を準用する。

第5 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第6 町内医療機関等の現状

町内医療機関等の現状は、次のとおりである。

資料編〔避難場所・要配慮者施設・医療機関等〕・医療機関等・・・・・・・・・・P40

第7 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

| | | |
|---------|------------------------|------|
| 資料編〔様式〕 | ・救助種目別物資受払簿（別記第33号様式） | P302 |
| 資料編〔様式〕 | ・救護班活動状況（別記第35号様式） | P304 |
| 資料編〔様式〕 | ・病院診療所医療実施状況（別記第36号様式） | P305 |
| 資料編〔様式〕 | ・助産台帳（別記第37号様式） | P306 |

第8 費用の限度及び機関

費用の限度及び期間については、救助法の基準によるものとする。

第9 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町及び道は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- 1 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を道知事の指示に従い実施する。
- 2 町長は、空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（以下「滝川保健所」という。）の指導の下、指定避難場所において住民に対する保健指導等を実施する。
- 3 本部は、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

第2 防疫班の編制

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班（おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名）を編成するものとする。

| 班長 | 班員 | 防疫に必要な資機材 |
|----------|--------------------------------|---------------------------------|
| 福祉生活環境班長 | 保健師、必要に応じて各部班より応援を求めたもの、保健所職員等 | 動力噴霧器、背負式噴霧器、クレゾール、生石灰（酸化カルシウム） |

第3 感染症の予防

1 指示及び命令

町長は、感染症予防上必要があると認める場合及び道知事（滝川保健所）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について実施するものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、町等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 地域住民、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し、医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して道知事（滝川保健所）の指示を受け、予防接種を実施するものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、道知事（滝川保健所）の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく道知事（滝川保健所）の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく道知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は、四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、道知事（滝川保健所）が速やかに感染症法第15条に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

町は、道知事（滝川保健所）や指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

町は、滝川保健所長の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 防疫資機材の調達

災害において、町が所有する防疫資機材に不足が生じた場合は、道知事（滝川保健所）又は近隣市町村等から借用するものとする。

第7 家畜防疫

家畜の防疫については、本章第17節「農林業応急計画」を準用する。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う深川警察署が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 応急対策の実施

1 深川警察署

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を防災関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取り締まり等に当たるものとする。
- (3) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、防災関係機関と密接な連絡を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、地域住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出、救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第2 事前措置に関する事項

1 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、深川警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

2 町長の要請により行う事前措置

深川警察署長は、町長からの要請により、基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

第3 災害時における災害に関する情報収集に関する事項

- 1 深川警察署長は、平素から災害の発生に備え、町長その他防災関係機関と緊密に連携して、災害警備上必要な情報を収集するものとする。
- 2 深川警察署長は、災害発生後直ちに、情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被災程度、被災者の状況、火災の発生状況、避難経路等、被災者救護を最優先とした情報収集を行い、必要事項を町長及び防災関係機関へ通報するものとする。
- 3 深川警察署長は、災害情報の収集及び連絡等の迅速な処理を図るため、町に警察幹部を派遣するものとする。

第4 避難に関する事項

- 1 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずる。
- 2 警察官は、基本法第61条に基づき、避難の指示を行う場合は、本章第4節「避難対策計画」に定める避難場所を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により、適宜措置を講ずるものとする。

この場合において、警察官が町長に通知したときは、当該避難場所の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

1 町及び滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、防災関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める（道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項及び第47条の4第1項）。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

(2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる（基本法第76条の3第4項）。

(3) 消防職員は、上記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる（基本法第76条の3第4項）。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（北海道警察）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（基本法第76条第1項）。

(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる（基本法第76条の3第2項）。

(3) 上記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる（基本法第76条の3第2項）。

3 北海道開発局（札幌開発建設部深川道路事務所）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る（道路法第46条第1項及び第47条の4第1項）。

4 道（札幌建設管理部滝川出張所）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める（道路法第46条第1項及び第47条の4第1項）。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

5 自衛隊（陸上自衛隊第2師団第2特科連隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（深川警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（深川警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（深川警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 道知事（空知総合振興局長）又は北海道公安委員会（深川警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（空知総合振興局）又は深川警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のため専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

町は、道及び地方行政機関と連携し、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（深川警察署）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両等については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 使用者等の申出

北海道公安委員会（深川警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、深川警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都府県公安委員会又は道知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会（深川警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請するものとする。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、災害応急対策に万全を期すための災害時輸送を行うものとする。

また、町長が必要と認める場合は、道知事（空知総合振興局長）へ輸送の措置に関する応援を要請するものとする。

第2 輸送の方法

災害時輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上を行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

2 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、民間等の協力による人力輸送を行うものとする。

3 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、本章第8節「ヘリコプター等活用計画」及び本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。

第3 輸送の範囲及び順位

災害時輸送の範囲は、おおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接かわるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、「人命の安全」、「被害の拡大防止」、「応急対策の円滑な実施」の順に配慮しながら行う。

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- (7) その他特に必要とする輸送

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、道知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時輸送を要請した道知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録するものとする。

| | | |
|---------|-----------------------|-----------|
| 資料編〔様式〕 | ・救助種目別物資受払簿（別記第33号様式） | ・ P 3 0 2 |
| 資料編〔様式〕 | ・輸送記録簿（別記第38号様式） | ・ P 3 0 7 |

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任に基づいて実施する。

第2 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について空知総合振興局を通じて道知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官に直接、又は、空知総合振興局長を通じて道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第3 食料供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

第4 食料調達方法

1 主要食料

被災者等に対しての炊き出し等の給食に米穀を必要とする場合は、町内業者及び「応急生活物資供給の協力に関する協定」締結業者から調達するものとするが、必要な応急用米穀を確保できないときは、空知総合振興局長を経由して道知事に要請し、農林水産省政策統括官より供給を受けるものとする。

2 副食及び調味料

副食、調味料その他主食以外の食料は、町が直接、町内業者及び「応急生活物資供給の協力に関する協定」締結業者等から調達するものとするが、調達が不可能なとき、又は必要量が確保できないときは、空知総合振興局長を通じて道知事にあっせんを依頼するものとする。

第5 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第14節「輸送計画」及び本章第33節「労務供給計画」に定めるところによるものとする。

第6 食料の供給対象者及び需要の把握等

1 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりである。

- (1) 避難指示等に基づき避難場所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者

- (3) 旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は、各部が把握し、本部がとりまとめて調達を行う。なお、特に高齢者、乳幼児、障がい者及び妊産婦などの要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。
- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は、各部が把握し、本部がとりまとめて調達を行う。

3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の班の応援を受け、本部が次のとおり行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 在宅被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第7 炊き出し計画

1 現場責任者

炊き出しを実施する場合、本部長は、当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督にあたらせるものとする。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、町日赤奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する事業所等を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

また、必要がある場合は、空知総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を企業団とともに確立し、住民の生活用水（主に飲料水）及び医療機関等の医療用水を確保し、企業団が給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 企業団

給水施設等の応急復旧は企業団が実施する。

なお、救助法が適用された場合は、道知事又は道知事の委任を受けて企業団が防災関係機関の協力を得て実施する。

(1) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、川、ため池等の自然水、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(2) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水タンク車、散水車、消防タンク車等の給水車を調達して、給水に当たるものとする。

第2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

第3 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水タンク車、散水車、消防タンク車等の給水車により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水するものとする。

(3) 浄水装置による給水

上水道施設の被災が大きい場合等、輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な公共施設の受水槽、プール等の水源がある場合は、浄水装置その他必要な資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(4) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さないときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水量

1人1日あたりの給水量は、おおむね3リットルとする。

3 住民への周知

給水に当たっては、防災行政無線及び広報車並びに町ホームページ等により住民に周知する。

- (1) 給水拠点の場所及び給水方法
- (2) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (3) その他必要事項

4 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

| | | | |
|---------|-----------------------|-----|------|
| 資料編〔様式〕 | ・救助種目別物資受払簿（別記第33号様式） | ・・・ | P302 |
| 資料編〔様式〕 | ・飲料水の供給簿（別記第39号様式） | ・・・ | P308 |

5 費用の限度及び機関

救助法の基準によるものとする。

第4 給水施設等の現状

1 給水資機材

企業団が所有する給水資機材は、次のとおりである。

| | |
|-----------------|-----------|
| 応急給水袋<浄水場> | 250袋/100 |
| ※企業団構成市町村において共有 | 2,000袋/60 |

2 配水池保有水量

| 施設名 | 保有水量 |
|-------|----------------------|
| 里見配水池 | 2,522 m ³ |

第5 給水施設の整備

災害時の応急給水を速やかに行うため、緊急貯水槽の整備の促進に努めるものとする。

第6 応援の要請

西空知広域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村、道又は自衛隊へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するほか、公益社団法人日本水道協会北海道地方支部との「災害時相互応援に関する協定」に基づき、適切に対処するものとする。

第17節 農林業応急計画

被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、営農林体制の早期再開に関する計画は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、風水害等による農林被害の発生及び拡大を防止するため、必要に応じ、道、きたそらち農業協同組合、北空知森林組合等関係機関と連携し、被害状況の把握その他応急対策に努めるものとする。

第2 農林業施設等の応急対策

1 農地及び農業用施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、風水害等の災害が発生した場合には、きたそらち農業協同組合及び農地、農業用施設の管理者と連携し、農地及び農業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(2) 関係機関等への連絡

町は、農地及び農業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施するものとする。

(3) 応急対策

ア 農産物及び農業用施設

町は、道及びきたそらち農業協同組合と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導するものとする。

イ 家畜及び家畜飼養施設

町は、道及びきたそらち農業協同組合と連携し、次の応急対策を講じる。

(ア) 死亡獣畜の処理

(イ) 家畜伝染性疾病の発生及びまん延防止措置

(ウ) 家畜用医薬品、家畜飼料等の円滑な供給

2 林地及び林業用施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、風水害等の災害が発生した場合には、北空知森林組合及び林地、林業用施設の管理者と連携し、林地及び林業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(2) 関係機関等への連絡

町は、林地及び林業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施するものとする。

(3) 応急対策

ア 町及び北空知森林組合は、林地及び林業施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施するものとする。

イ 町及び北空知森林組合は、林地及び林業施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施するものとする。

(ア) 地滑り又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(イ) 苗木、立木等の病虫害発生予防措置及び薬剤の供給

(ウ) 応急対策用資機材の供給

(エ) 林産物の生産段階に対応した指導

第3 家畜伝染性疾病予防対策

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の予防対策を実施するものとする。

1 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、町が実施する。

2 応急対策の実施

(1) 家畜所有者等から通報を受けた場合における被害状況の把握、道への通報

(2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

(3) その他必要な指示の実施

第18節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対し被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

1 物資の調達、輸送

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需物資を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 物資供給の要領

1 対象者

給与及び貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 種類

被災者に給与及び貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与及び貸与する物資を決定するものとする。

- (1) 毛布、布団、タオルケット等の寝具
- (2) 洋服、作業衣、子供服等の衣類
- (3) シャツ、パンツ等の肌着
- (4) タオル、手拭き、靴下、傘等の身の周りの品
- (5) 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の炊事道具
- (6) 茶碗、皿、箸等の食器
- (7) 石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等の日用品
- (8) マッチ、ロウソク等の光熱材料
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第3 実施の方法

1 物資の調達及び配分

町長は、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達するものとする。

- (1) 町内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

第4 生活必需物資の確保

1 調達方法

世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達するものとする。

- (1) 生活必需物資の調達は、町内業者及び「応急生活物資供給の協力に関する協定」締結業者等から調達するものとする。
- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請するものとする。
- (3) その他必要とする生活必需物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は道に要請し、調達するものとする。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管するものとする。

2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行うものとする。

3 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

| | | |
|---------|------------------------|-----------|
| 資料編〔様式〕 | ・救助種目別物資受払簿（別記第33号様式） | ・ P 3 0 2 |
| 資料編〔様式〕 | ・世帯構成員別被害状況（別記第40号様式） | ・ P 3 0 9 |
| 資料編〔様式〕 | ・物資購入（配分）計画表（別記第41号様式） | ・ P 3 0 9 |
| 資料編〔様式〕 | ・物資の給与状況（別記第42号様式） | ・ P 3 1 0 |
| 資料編〔様式〕 | ・物資給与及び受領簿（別記第43号様式） | ・ P 3 1 1 |

4 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 3 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

災害時における石油類燃料（LPGを含む。）の確保については、空知地方石油業協同組合との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、供給体制の整備に努めるものとする。なお、地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

第20節 電力施設災害応急計画

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、町等が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 町の措置

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力ネットワーク株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努めるものとする。

1 要員

町は、災害発生等において、北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンターから自衛隊の派遣の要請があった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認めるときに、道知事（空知総合振興局長）に対し要請を依頼するものとする。

2 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援するものとする。

3 広報活動

町は、北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンターと協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、広報車及び町のホームページ等を活用する等積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第2 北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンター

北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンターは、基本法に基づいて北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が作成した「防災業務計画」等に基づき、応急対策人員の確保、防災関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電力施設の被害の軽減及び早期復旧を図るものとする。

第21節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 非常災害の事前対策

- 1 町は、台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。
- 2 町は、災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。

第2 災害発生時の対策

町は、災害発生時において、北海道エルピーガス災害対策協議会、深川警察署、滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第3 町の措置

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対し、必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図るものとする。

第22節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 実施責任者

西空知水道企業団企業長が実施する。

2 応急復旧

企業団は、大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、企業団は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

3 広報

企業団は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

第2 下水道

1 実施責任者

町長が実施する。

2 応急復旧

町長は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠及びマンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努めるものとする。
- (5) 処理場及びポンプ場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずマンホール開放、バイパス放流等の緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関へ連絡するものとする。
- (6) 住民への広報活動を行うものとする。

3 広報

町長は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 山崩れ
- (4) 地滑り
- (5) 土石流
- (6) 崖崩れ
- (7) 落雷

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土推積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤の埋塞
- (7) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- (9) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

- ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。
- イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は町及び関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び本計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなどの連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 応急危険度判定の実施

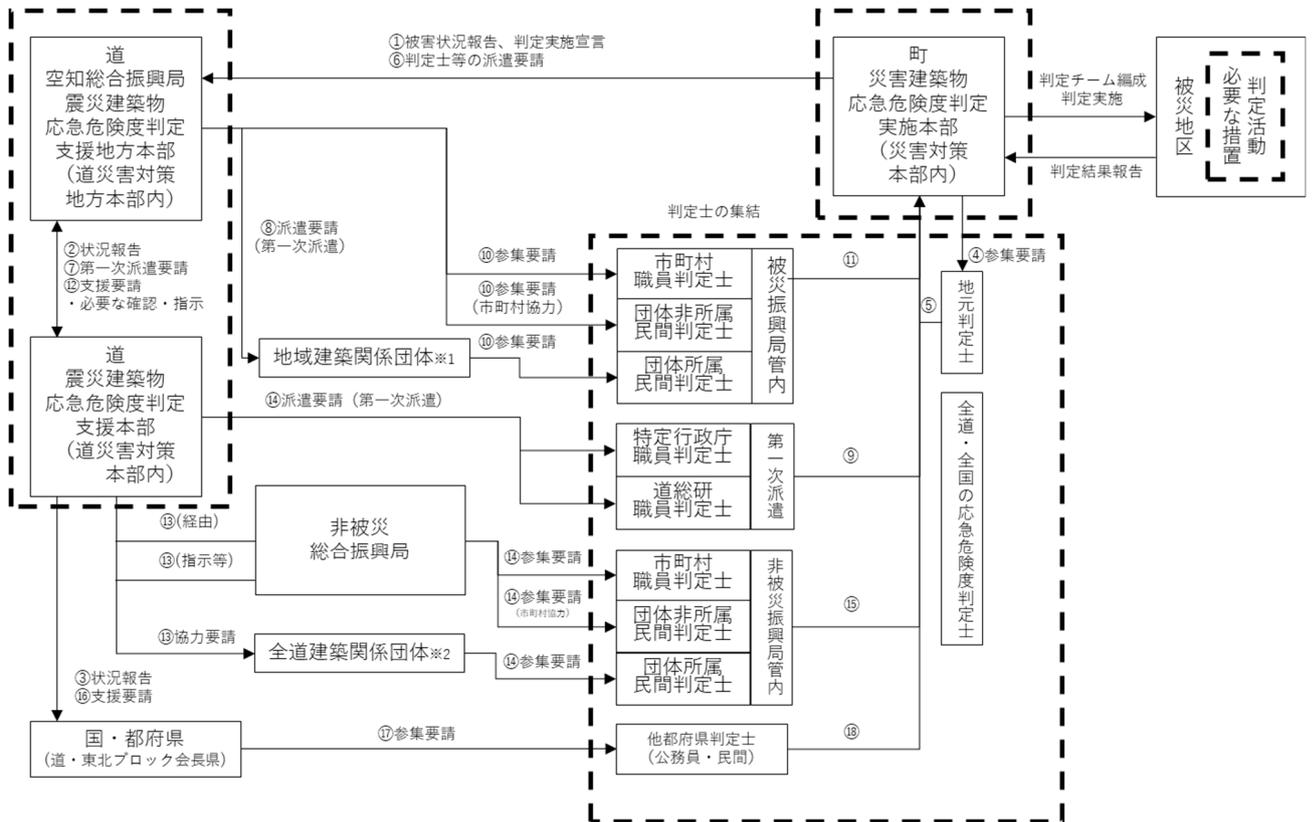
地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は次のとおりとする。

また、道は、建築技術者の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。



※1 地域建築団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会(本部)）

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被災の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的なちょうさであること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「被災時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 町及び道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に伴い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

町において本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づく被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全確保に努める。なお、危険度判定に当たっては、本節に定めるほか、「雨竜町応急危険度判定実施本部業務マニュアル」による。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、道知事に対し支援を要請するものとする。

第2 危険度判定士の支援

道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の擁壁、のり面等の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。

| 区 分 | 表 示 方 法 |
|-------|---------------|
| 危険宅地 | 赤のステッカーを表示する。 |
| 要注意宅地 | 黄のステッカーを表示する。 |
| 調査済宅地 | 青のステッカーを表示する。 |

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

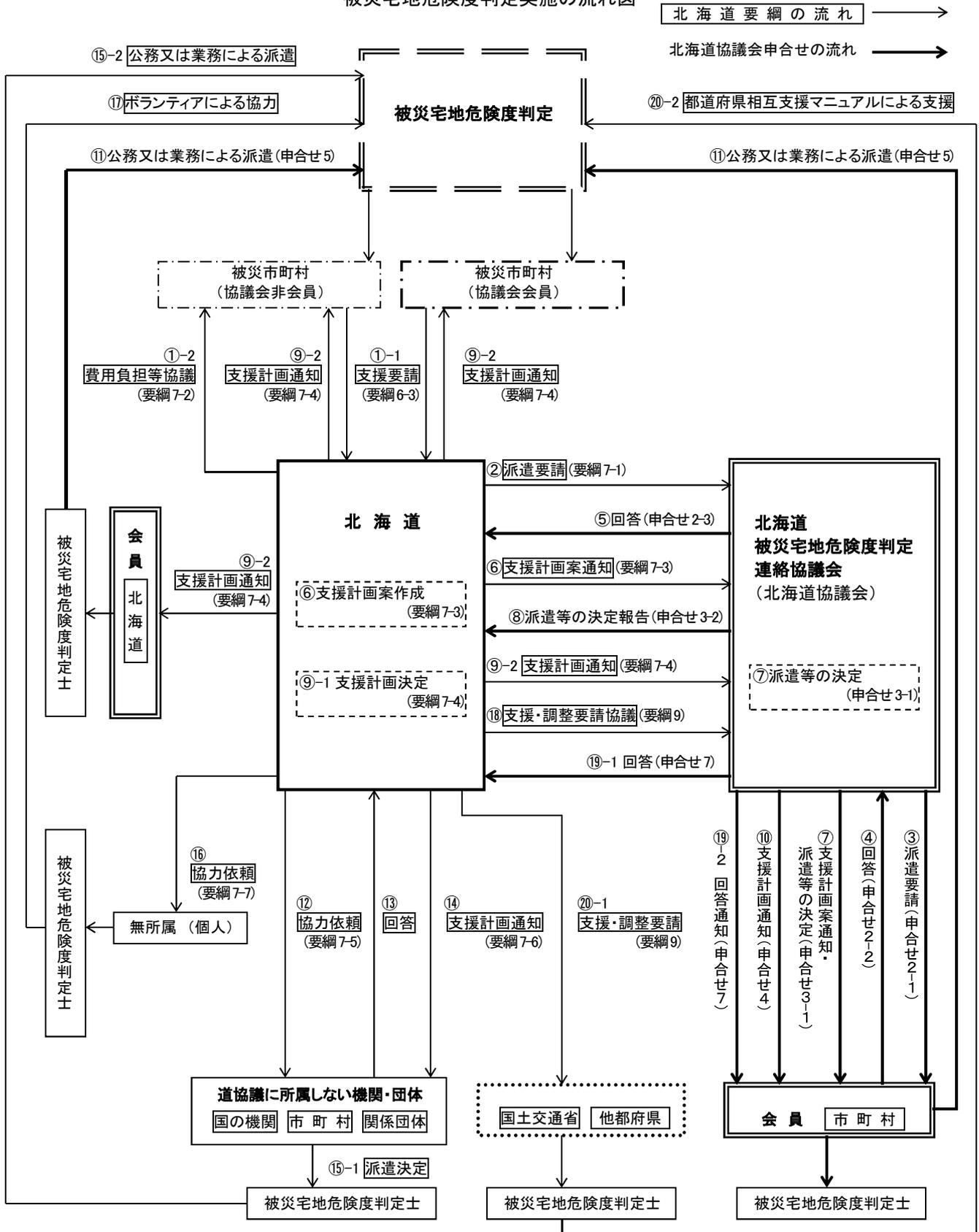
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士、判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (3) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第26節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に道知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難場所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、避難場所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等をあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第44号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考にあたっては、町、社会福祉協議会等による選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、道知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て、又は共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事、又は、借上げに係る契約を締結を完了後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(8) 維持管理

道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な災害被害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して居住を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(4) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
- (イ) 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、道知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 46 条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から 3 年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収 214,000 円以下（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円）で、雨竜町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年 6 月 24 日条例第 9 号）で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2 / 3
ただし、激甚災害の場合は 3 / 4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2 / 5

第3 資材等の斡旋、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

| | | | |
|---------|-----------------------|-------|---------|
| 資料編〔様式〕 | ・ 応急仮設住宅台帳（別記第44号様式） | ．．．．． | P 3 1 2 |
| 資料編〔様式〕 | ・ 住宅応急修理記録簿（別記第45号様式） | ．．．．． | P 3 1 3 |

第5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第27節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

障害物の除去は町長が行う。救助法が適用されたときは、道知事の委任により町長が行う。

1 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通及び河道の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

| |
|--|
| 資料編〔様式〕 ・ 障害物除去の状況（別記第46号様式）・・・・・・・・・・ P 3 1 4 |
|--|

第28節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者（町、町教育委員会）

（1）防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、勤務時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

（2）児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

（3）施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町、道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が道知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

（1）応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

（2）校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

（3）校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等、公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

（4）仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討し、また、空知教育局を通じて道教育委員会に対し、施設のあっせんを要請するものとする。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
また、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導、管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 奨学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、公営財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知を行う。

5 給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終了したときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群等の町文化財の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第4 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、次によりその状況を記録するものとする。

| |
|---|
| 資料編〔様式〕 ・学用品の給与状況（別記第46号様式）・・・・・・・・・・ P 3 1 5 |
|---|

第29節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、町及び深川警察署が実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

町長が、滝川地区広域消防事務組合消防本部、深川警察等に協力を要請し、捜索を実施することとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

- ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- イ 行方不明者数及び氏名、年齢、容貌、特徴、着衣等

(3) 警察への通報

町長は、被災により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を深川警察署に通報する。

- ア 行方不明者の人員数
- イ 氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等
- ウ 行方不明となった日時
- エ 行方不明者が発見されると考えられる地域
- オ その他行方不明の状況

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官）

(3) 収容処理の方法

- ア 町は遺体を発見したときは、速やかに警察官の検分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理するものとする。
 - (ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。
 - (イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

(4) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から深川警察署との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

- ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 縁故遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁物故碑に合葬する。
- ウ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとする。
- エ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

4 広域火葬の調整など

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5 他市町村から漂着した遺体の処理

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。
- (2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

6 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 行方不明者の捜索
 - ア 行方不明者の捜索に係る物資受払状況（救助種目別物資受払簿）
 - イ 遺体の捜索状況記録簿別記第30号様式）
- (2) 遺体の処理 遺体処理台帳
- (3) 遺体の埋葬 埋葬台帳

| | | | |
|---------|-----------------------|------------|---------|
| 資料編〔様式〕 | ・救助種目別物資受払簿（別記第33号様式） | ・・・・・・・・・・ | P 3 0 2 |
| 資料編〔様式〕 | ・遺体の捜索状況記録簿（別記第48号様式） | ・・・・・・・・・・ | P 3 1 6 |
| 資料編〔様式〕 | ・遺体処理台帳（別記第48号様式） | ・・・・・・・・・・ | P 3 1 7 |
| 資料編〔様式〕 | ・埋葬台帳（別記第50号様式） | ・・・・・・・・・・ | P 3 1 8 |

7 平常時の規制の適用所開措置

町及び墓地、納骨堂及び火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明、許可書が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める機関に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第30節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、逸走犬等の保護、収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請するものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
- 3 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行うものとする。
 - (1) ケージやキャリーバック等の動物用の避難用品や備蓄品の確保
 - (2) 動物のしつけと健康管理
 - (3) 災害時の心構え

第3 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第31節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

災害時の家畜飼料の確保等、家畜飼料に関わる応急対策は、町長が実施するものとする。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって空知総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第32節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下、この節において「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については本章第27節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

- 1 町（中空知衛生施設組合）は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町（中空知衛生施設組合）のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合は、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) ごみの収集

ア 収集

(ア) 委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間業者からの車両借上げにより実施するものとする。

(イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の廃棄物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

(ア) 処理処分は災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

ウ 災害廃棄物の仮置き

(ア) 被災家庭から搬出される畳、障子、家具類、家電製品、寝具、衣類、本類、植木類、倒壊家屋や商店等から排出される食糧品、紙類、ガラス、陶器類、電気製品類の粗大ゴミ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置するなどの方策を講じる。

(イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないように町は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は、水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難場所、屋外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合は久対策の障害にならないよう配慮するものとする。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場のない場合、又は運搬することが困難な場合は、滝川保健所の指導を受け、次により処理する。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

(2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。

第33節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における雨竜町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体、NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町は、雨竜町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体、NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町は、ボランティア活動に関する被災地のニーズ把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受け入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町は、雨竜町社会福祉協議会、日本赤十字社北海支部及び各種ボランティア団体、NPO との連携を図り、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関、団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援、支援等の普及啓発を行うものとする。

町は、今後、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置についての検討を段階的に進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努めるものとする。

第34節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者から労務の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な賃金作業員の雇用については、町長が実施する。

第2 賃金作業員の雇用

1 動員の要請

各部は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して賃金作業の配備を総務課長に要請する。要請を受けた総務課長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行うものとする。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

2 賃金作業員雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための労務
- (7) その他災害対応対策のために必要とする労務

3 滝川公共職業安定所への要請

町において必要とする賃金作業員の確保ができないときは、滝川公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして求人申込みをする。

- (1) 職種別所要就労者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第3 賃金及びその他の費用負担

- 1 労働者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労働者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第4 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

| |
|---|
| 資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第51号様式）・・・・・・・・・・ P 3 1 9 |
|---|

第35節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長又は道知事等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は同法第30条の規定により内閣総理大臣又は道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）
- 2 道知事又は道の委員会若しくは委員（以下本節において「道知事等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、道知事又は町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) (1) から (4) に掲げる職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものとする。
 - (1) 派遣のあつせんを求める理由
 - (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) (1) から (4) に職員の派遣のあつせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。

- 4 派遣職員のサービスは受入側の関係規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

| 派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間 | 公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき) | その他の施設 (1日につき) |
|---------------------------|----------------------------|-------------------|
| 30日以内の期間 | 3,970円 | 6,620円 |
| 30日を超え60日以内の期間 | 3,970円 | 5,870円 |
| 60日を超える期間 | 3,970円 | 5,140円 |

第36節 災害義援金募集及び配分計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次の定めによる。

第1 義援金の受付及び配分

日本赤十字社北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び町に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を災者に配分するものとする。

本部は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

第2 町の災害義援金品の受付及び配分

1 義援金品の受付

本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災者のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努める。

2 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、雨竜町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置することとする。

なお、配分委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 町長 | (7) 社会福祉協議会長 |
| (2) 副町長 | (8) 民生委員児童委員協議会会長 |
| (3) 教育長 | (9) 商工会長 |
| (4) 議会議長 | (10) その他町長が必要と認める者 |
| (5) 農業委員会会長 | |
| (6) 町内会長連絡会会長 | |

3 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項

第37節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、道知事が行う。

ただし、町長は道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、町の適用基準は次のとおりである。

| 被害区分 町の人口 | 町単独の場合 | 相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上) | 被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合 |
|-------------------|--|---------------------------|---------------------------------|
| | 住家滅失世帯数 | 区域の 住家滅失世帯数 | |
| 〔雨竜町〕 5,000人未満 | 30 | 15 | 町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。 |
| 適用 | <p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 | | |

第3 救助法の適用手続き

- 1 町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を空知総合振興局長に報告しなければならない。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び被害の状況
 - (3) 救助法の適用を要請する理由
 - (4) 救助法の適用を必要とする期間
 - (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
 - (6) その他必要な事項

2 災害の事態が急迫し、道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

道知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、道知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者区分 |
|----------------------|--|---|
| 避難所の設置 | 7日以内 | 町 |
| 応急仮設住宅の供与 | 20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能 | 対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 (ただし、委任したときは町) |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 7日以内 | 町 |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | 町 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内 | 町 |
| 医療 | 14日以内 | 医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町) |
| 助産 | 分娩の日から7日以内 | 医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町) |
| 災害にあった者の救出 | 3日以内 | 町 |
| 住宅の応急修理 | 1か月以内 | 町 |
| 学用品の給与 | 教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内 | 町 町 |
| 埋葬 | 10日以内 | 町 |
| 遺体の搜索 | 10日以内 | 町 |
| 遺体の処理 | 10日以内 | 町・日赤道支部 |
| 障害物の除去 | 10日以内 | 町 |

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、町地域防災計画の別編である「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。
- イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

ウ 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

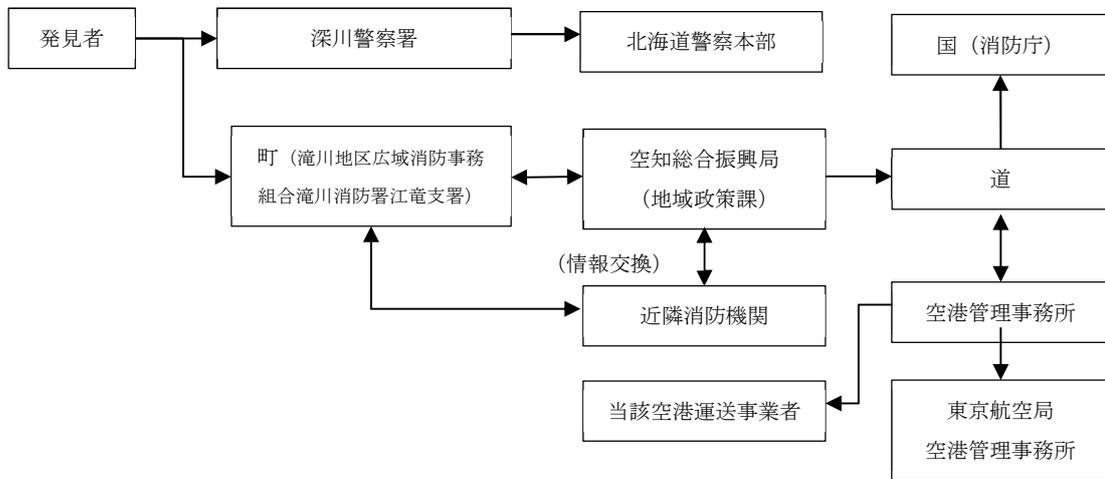
1 情報通信

航空災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

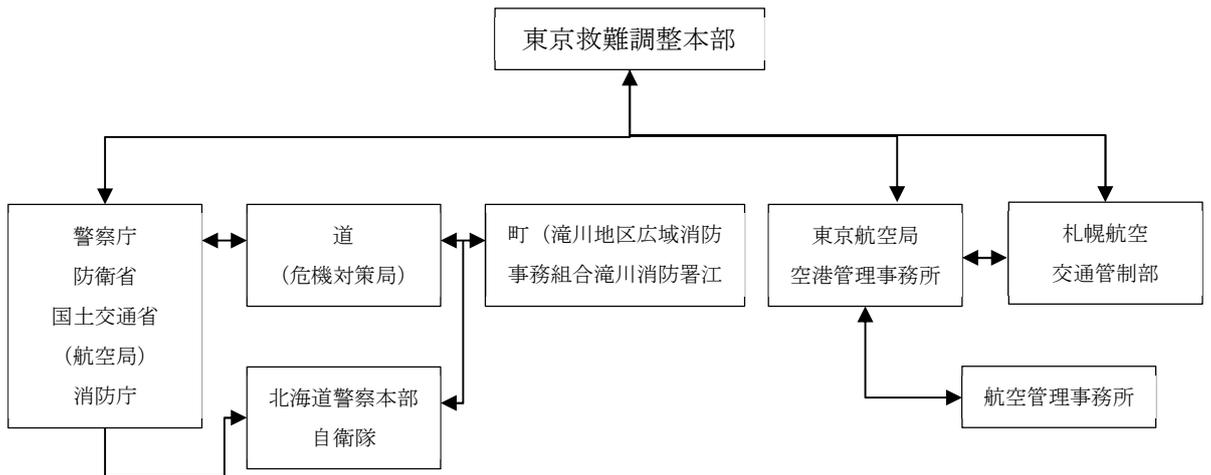
(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章 第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署、深川警察署、道（空知総合振興局）、東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び実施機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等への情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、そ

れぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関が実施する行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第29節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

9 交通規制

深川警察等防災関係機関が実施する災害の拡大防止及び交通の確保等については、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

- (1) 実施機関
町、道
- (2) 実施事項
災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」を準用し、的確な応急防疫対策を講ずる。また、第5章第31節「廃棄物処理等計画」を準用し、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、道知事等の自衛隊法第83条で定める災害派遣要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町及び滝川地区広域消防事務組合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援要請する。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下、この節において「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

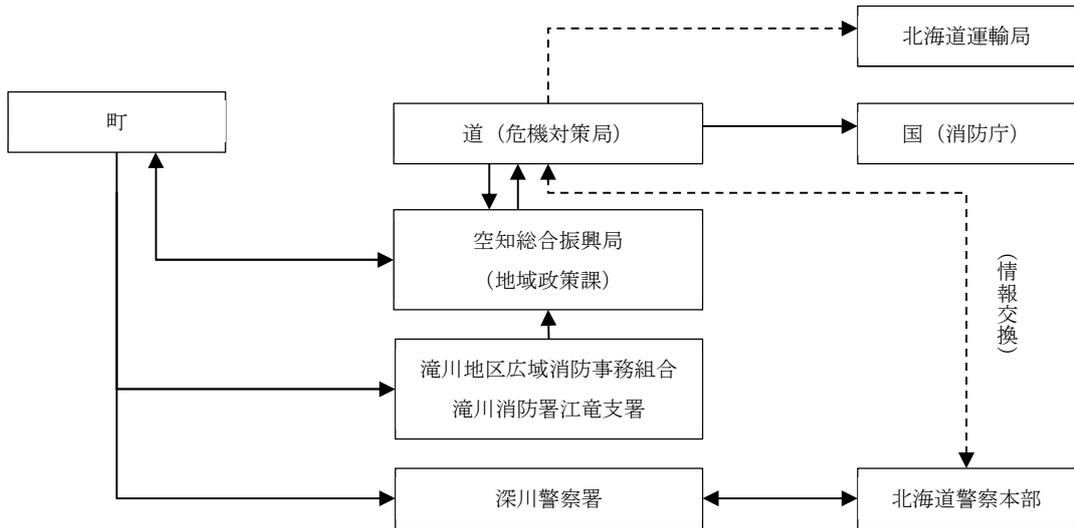
第3 災害応急対策

1 情報通信

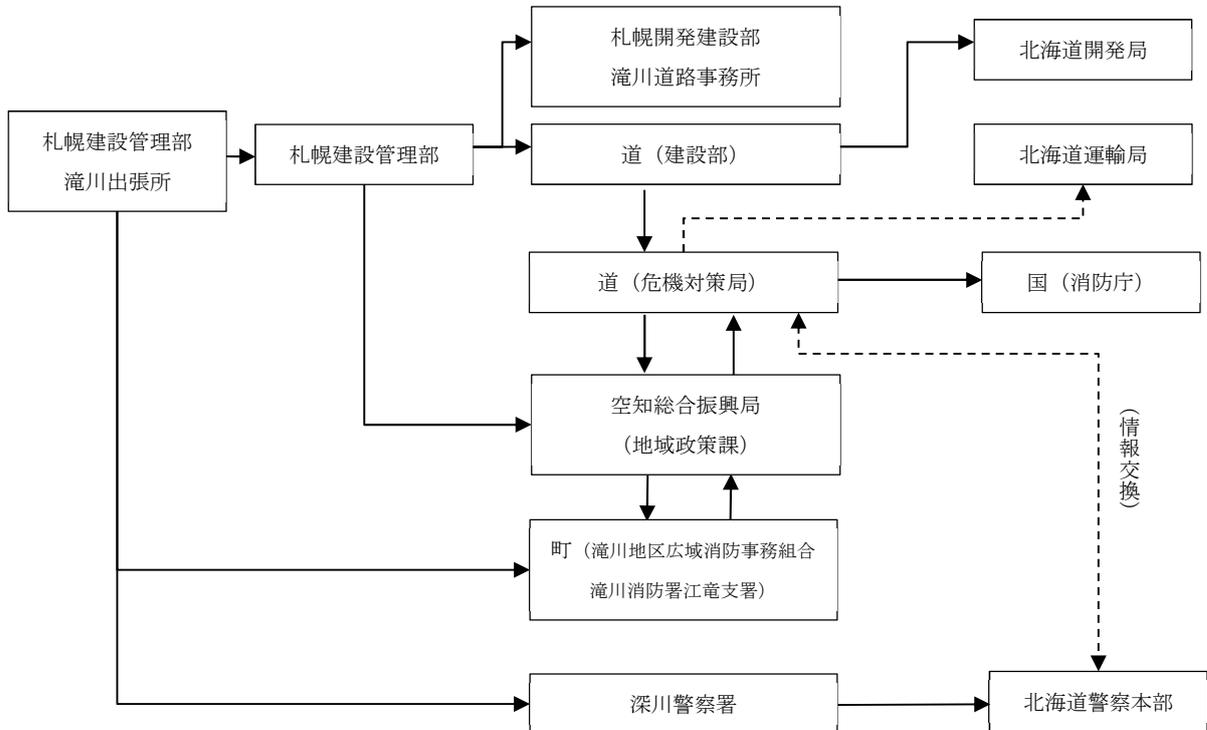
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

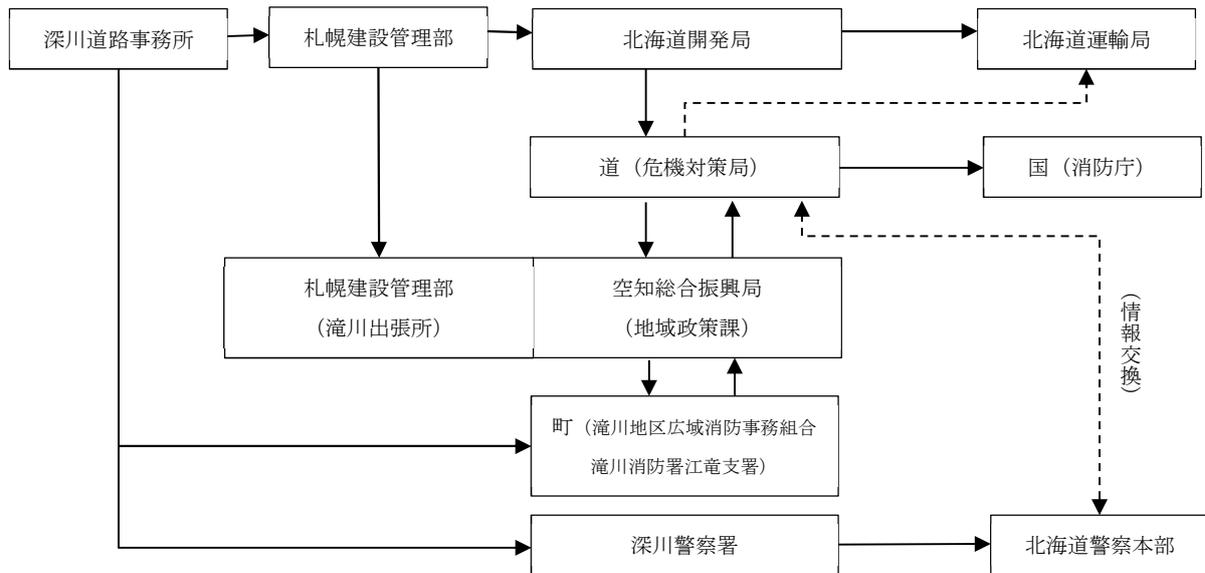
ア 町の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 国の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町、滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署、滝川警察署、道（空知総合振興局長）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、滝川地区広域消防事務組合消防本部による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

ア 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関が実施する行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第29節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 深川警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、道路の構造を保全し、又は交通の危険防止するため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」を準用して速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、道知事等の自衛隊法第83条で定める災害派遣要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11 広域応援

町及び滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の危険物等の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）などの消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

2 火薬類

火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）などの火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

3 高圧ガス

液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなどの高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

4 毒物・劇物

毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）などの毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもので、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されているもの。

第3 災害予防

危険物等災害を未然に防止するため、危険物等の貯蔵及び取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び防災関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

なお、町内における危険物製造所等の所在は、資料15のとおり。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署、深川警察署へ通報するものとする。

(2) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署、道

- ア 消防の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 深川警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

- ア 火薬取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 深川警察署

- ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(4) 北海道産業保安監督部、道

- ア 北海道産業保安監督部、道は、火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可等の措置命令を発するものとする。
- イ 北海道産業保安管理部、道は、火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- ウ 北海道産業保安監督部、道は、事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 北海道産業保安監督部は、事業者の予防対策について監督、指導する。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

火災予防の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 深川警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(4) 北海道産業保安監督部、道

ア 北海道産業保安監督部、道は、高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 北海道産業保安監督部、道は、事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 道は、高圧ガス保安法の規定による許可等を処分したとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等防災関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

4 毒物及び劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒物及び劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）、深川警察署又は滝川地区広域消防事務組合消防本部に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 深川警察署

必要に応じ、毒物及び劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 道（滝川保健所）

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等の規制

に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等の規制に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署等防災関係機関へ通報するものとする。

(2) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防要設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 深川警察署

ア 放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

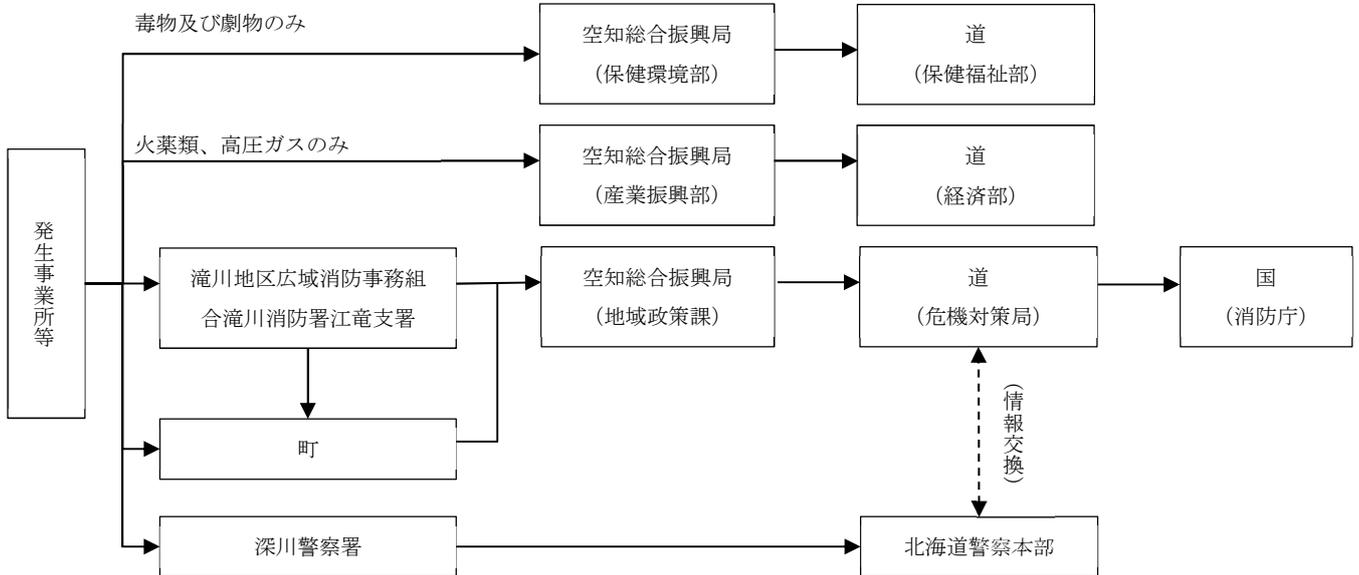
イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第4 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等の規制に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性質や状態、人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報

- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (カ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報
- 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。
- (ア) 災害の状況
 - (イ) 被災者の安否情報
 - (ウ) 危険物等の種類、性質や状態、人体・環境に与える影響
 - (エ) 医療機関等の情報
 - (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
 - (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 町は滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章 第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出

町及び関係機関が実施する被災者の救助救出活動については、第5章 第9節「救助救出計画」を準用する。

8 医療救護活動

町及び関係機関が実施する医療救護活動については、第5章 第10節「医療救護計画」を準用する。

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関が実施する行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

10 交通規制

深川警察署等防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、道知事等の自衛隊法第83条で定める災害派遣要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町及び滝川地区広域消防事務組合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地及び緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の明確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職員及び消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械、資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9 防災訓練の実践

防災関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助、救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、防災関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

町長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受け、又は気象条件が次に掲げる火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮して定められた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

警報発令条件

| 総合振興局 | 警報発令基準 |
|-------|---|
| 空知 | 実効湿度 65%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 7m/s 以上のとき |

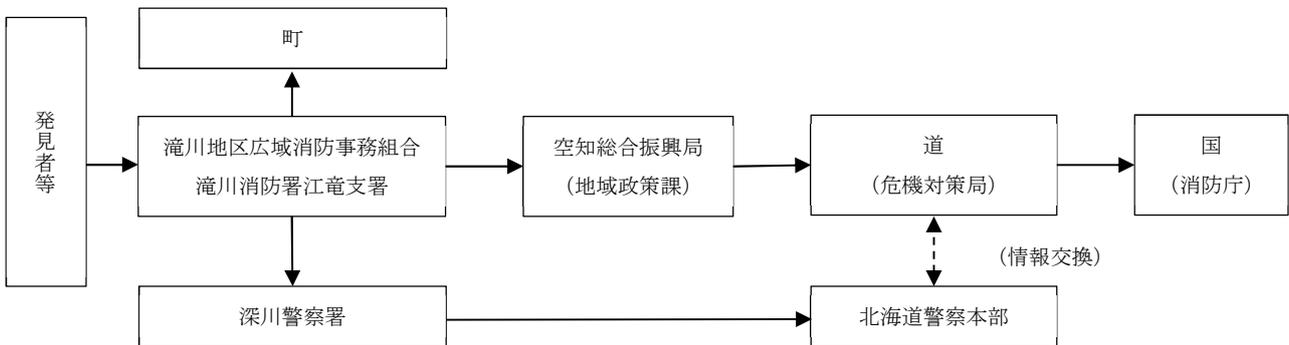
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族への広報

防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び防災関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出活動

町及び防災関係機関が実施する被災者の救助救出活動は、第5章第9節「救助救出計画」を準用するものとする。

7 医療救護活動

町及び防災関係機関が実施する被災者の医療活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関が実施する行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用するものとする。

9 交通規制

深川警察等防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を行う。

10 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、道知事等の自衛隊法第83条で定める災害派遣要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

11 広域応援

町及び滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援、受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧、被災者援護計画」を準用し、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、町及び防災関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 町、道、北海道森林管理局

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) たばこ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、標識、ホームページ等を活用するとともに、防災関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

おおむね3月～6月の林野火災期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 造林のための地ごしらえ、害虫駆除等を目的とした火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舍等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒にあたらせることとする。

イ 火気責任者の指定する喫煙所の設置、標識及び消火設備の完備

上記アにおける対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。

なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、林野火災危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

ア 演習地出入者に対する防火啓発

イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設定

オ 巡視員の配置

(5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、

北海道旅客鉄道株式会社、国立研究開発法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

(2) 地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び防災関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会が推進する。

(3) 町の組織

町の予消防対策については、当該地域を管轄する防災関係機関により構成された町林野火災予消防対策協議会が推進する。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、防災関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

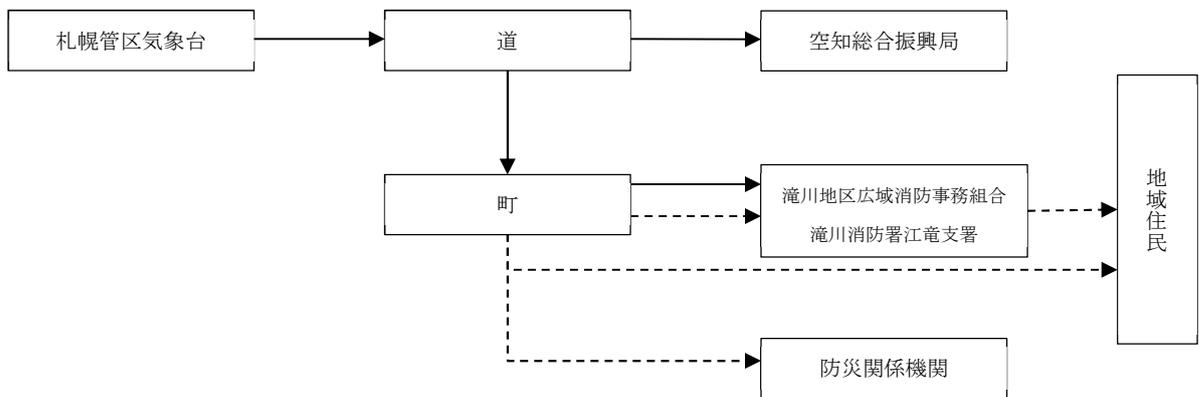
(1) 林野火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりである。

| 発表官署 | 地域名 (一次細分区域名) | 通報基準 |
|---------|------------------|--|
| 札幌管区気象台 | 空知地方 | 札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 |

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



ア 道

通報を受けた道は、直ちにこれを空知総合振興局及び町へ通報するものとする。

イ 町

通報を受けた町は、滝川地域広域消防事務組合滝川消防署江竜支署へ通報する。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署、防災関係機関、地域住民へ周知を図るものとする。

ウ 防災関係機関

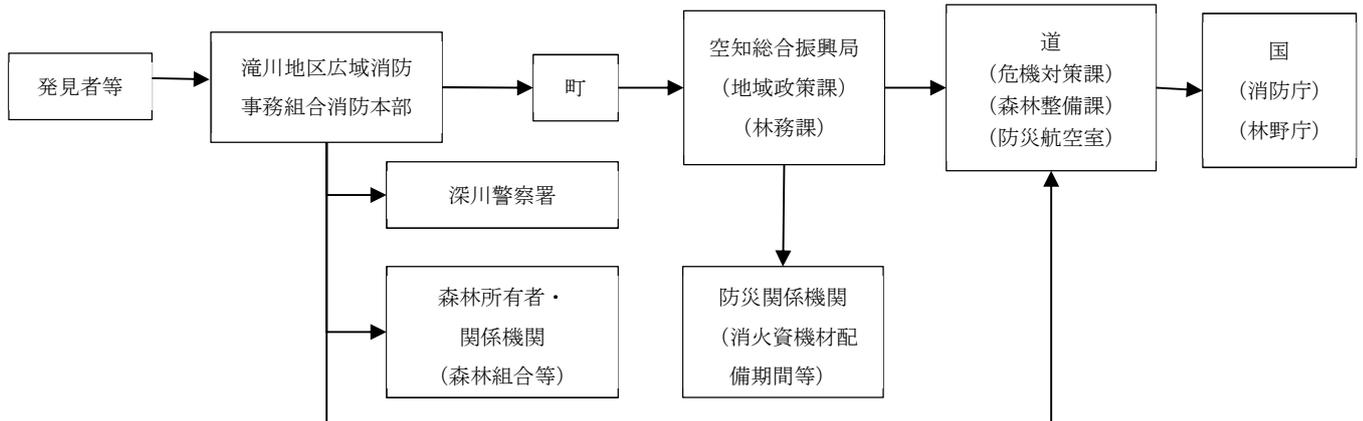
火災に関する警報が発せられた場合に防災関係機関は、速やかに適切な措置を講じる。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び空知総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び防災関係機関が被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族への広報

町及び防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 防災関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び防災関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部

防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づく、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

深川警察署等防災関係機関が実施する災害の拡大防止及び交通の確保等については、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用するものとする。

7 自衛隊派遣要請

林野火災発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、道知事等の自衛隊法第83条で定める災害派遣要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

8 広域応援

町及び滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ要請するものとする。

第6節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

第3 災害応急対策

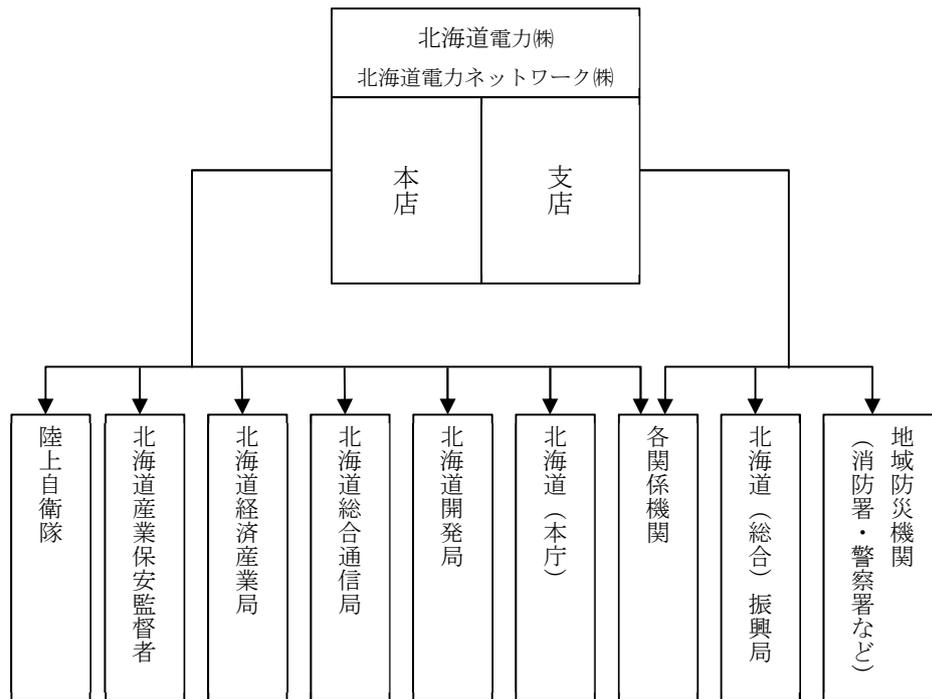
1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

(別記1) 情報通信連絡系統図



※上記のほか、北海道電力㈱及び北海道電力ネットワーク㈱と北海道の管理職によるホットラインを設置

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、道、北海道警察、北海道電力ネットワーク㈱

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し

- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

大規模停電が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助
- (2) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

町及び関係機関が実施する医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

6 交通対策

深川警察署等防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用するほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 深川警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等支障を来することを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

町及び防災関係機関は、大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、確保を図るため必要がある場合は、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力㈱は、道や町と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

企業団は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章 第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

深川警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

大規模停電災害における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、道知事等の自衛隊法第83条で定める災害派遣要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えるものとする。

13 広域応援

町及び滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ要請するものとする。

第8章 災害復旧、被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、災害施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集、運搬及び処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地滑り防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 下水道
 - (8) 公園
- 2 農林業施設災害復旧事業計画
- 3 上水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画

- 6 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、資料31のとおり。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 り災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、停滞なく、住家の被害その他町が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

2 滝川地区広域消防事務組合

- (1) 町長は、り災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因するり災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係るり災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

| | |
|-------------------------------|---|
| ア 氏名 | サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
| イ 生年月日 | |
| ウ 性別 | |
| エ 住所又は居所 | シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
| オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 | ス 被災者台帳の作成に当たり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 |
| カ 援護の実施の状況 | |
| キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | |
| ク 電話番号その他の連絡先 | |
| ケ 世帯の構成 | |
| コ り災証明書の交付の状況 | セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項 |

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報をその保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人(台帳情報によって識別される特定の個人を言う。以下において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする者は、次の号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認められるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、本節第2の1の(2)のスの個人番号を含めない。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子・寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害貸付）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

雨 竜 町 地 域 防 災 計 画

(一 般 災 害 対 策 編)

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| 沿革 | 昭和38年 | 7月 | 1日改正 |
| | 昭和40年 | 4月 | 1日一部修正 |
| | 昭和58年 | 4月 | 1日一部修正 |
| | 平成2年 | 3月15日 | 一部修正 |
| | 平成13年 | 3月26日 | 全面改正 |
| | 平成22年 | 5月18日 | 全面改正 |
| | 平成26年 | 9月 | 1日一部修正 |
| | 令和2年 | 6月15日 | 全面改正 |

雨竜町地域防災計画
(一般災害対策編)
発行 令和2年6月
編集 雨竜町防災会議